

# 環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度 トップレベル事業所等認定に関する説明会

---

令和8年6月  
東京都環境局

# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

# 1-1 トップレベル事業所の概要、要件

- 東京都キャップ&トレード制度の特定地球温暖化対策事業所のうち、知事が定めた認定基準に適合する地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所
- 次の3種類の認定区分(レベル)があり、それぞれの認定水準は以下のとおり

認定区分		トップレベル事業所 Silver	トップレベル事業所 Gold	トップレベル事業所 Diamond
定義		地球温暖化の対策の推進の程度が <b>優れた</b> 事業所	地球温暖化の対策の推進の程度が <b>特に優れた</b> 事業所	地球温暖化の対策の推進の程度が <b>極めて優れた</b> 事業所
認定事業所のイメージ		一定水準の省エネ対策・ 再エネ利用を実施	トップレベル事業所Silverよりも 更に省エネ対策や再エネ利用の 取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・ 再エネに加え、更に進んだ 環境配慮等を推進
認定 水準 (要件)	得点	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上
	不合格 要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、 Ⅳ・Ⅴで2以内(竣工年により、 不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0

## 1-2 トップレベル事業所認定のメリット

### 制度内のメリット

- ・ 超過削減量の発行上限撤廃  
(経過措置：削減義務率の減少措置)

### 制度外のメリット

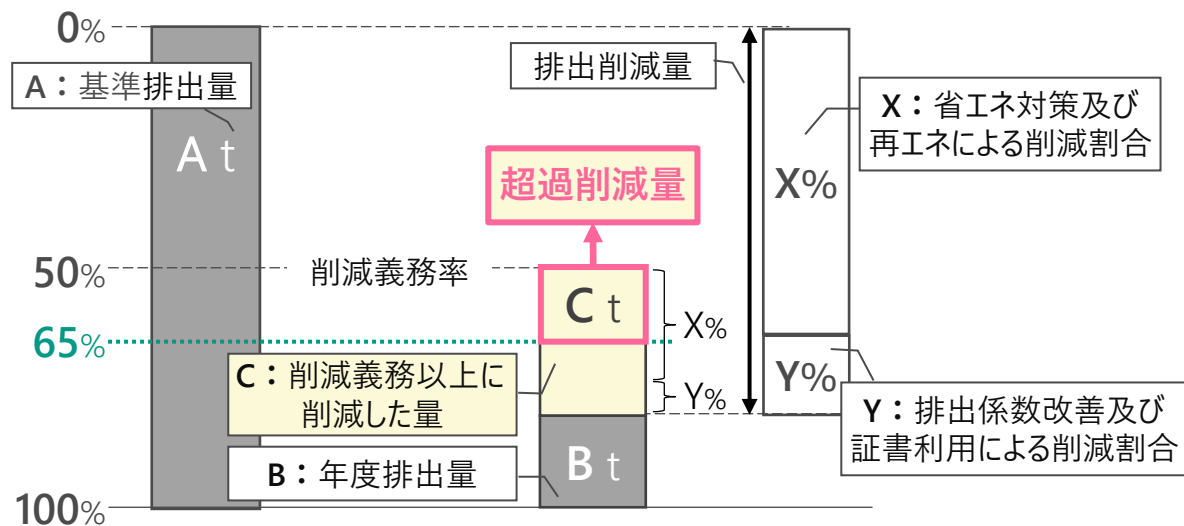
- ・ 東京都のグリーン調達における推奨事項への追加
- ・ 金融機関等からの認知・評価の向上
- ・ 東京都による広報、セミナー等登壇
- ・ 認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

# 1-3 認定のメリット | 超過削減量の発行上限撤廃

## ▶ 第四計画期間の超過削減量の発行方法 (キャップ&トレード制度における原則)

削減義務率50%、トップレベル事業所でない例

基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減義務以上に削減した量に占める省エネ対策及び再エネ(オンサイト・オフサイト)に相当する量 (基準排出量の65%を上限) をクレジットとして発行



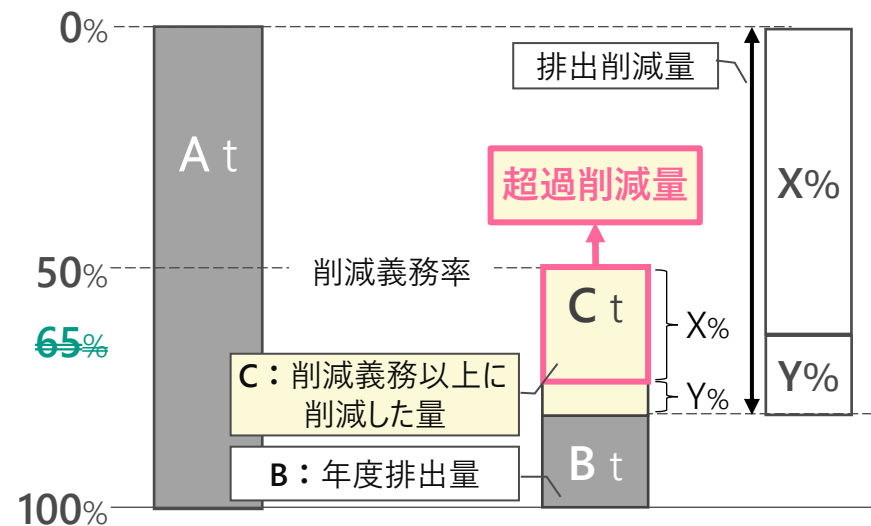
$C [t] \times X [%]$  を超過削減量として創出  
(基準排出量  $\times$  (65%-削減義務率) [t] が上限)

## ▶ トップレベル事業所に認定された場合

削減義務率50%、トップレベル事業所の例

超過削減量の発行上限は撤廃\*  
(発行上限率: 65%  $\Rightarrow$  100%)

\*削減義務率の減少を受ける場合は撤廃されない



$C [t] \times X [%]$  を超過削減量として創出  
(上限なし\*)

# 1-4 認定のメリット | 削減義務率の減少 (経過措置)

一定条件のもと、申請により、超過削減量の発行上限撤廃に代えて、削減義務率の減少を受けることが可能

区 分		削減義務率 (第四計画期間)		
		本則	トップレベル事業所	
			GOLD	SILVER
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	50%	30%	40%
I-2	オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	48%	28.8%	38.4%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等)	48%	28.8%	38.4%
<b>削減義務率の減少割合</b>			<b>3/5</b>	<b>4/5</b>

※地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所 (トップレベル事業所Diamond) は、認定時点で削減義務を達成しているものと想定されることから、削減義務率の減少措置は無い

# 1-5 認定のメリット | 東京都のグリーン調達における推奨事項

都が「東京都グリーン購入推進方針」に基づき  
 物品等を調達する際の日安となる「**東京都グリーン購入ガイド**」に  
 おいて、借上契約の対象となる建築物が**トップレベル認定事業所**で  
**あることを推奨事項に位置付け**

26. 建築物の借上げ	
品名	環境配慮仕様
都保有以 外の建築物 の借上げ  【役務】	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】                      ①借上契約の対象となる建築物(都が定めるエネルギー・ベンチマーク<sup>*1</sup>の対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのエネルギー使用量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」によるエネルギー・ベンチマークのテナントビルの業種区分<sup>*2</sup>のA又はレンジA+に該当すること。                      ②既設の業務用空調設備がある借上契約の対象となる建築物の当該設備が、オゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているものであること。また、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。                      ③借上契約の対象となる建築物がトップレベル事業所の認定を受けていること。</p>

東京都グリーン購入ガイド 2026年度版(本文) p34 (抜粋)

## 東京都グリーン購入ガイド (2026年度版)

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

このガイドは、「東京都グリーン購入推進方針」に基づき購入する際の日安、いわば最大公約数であり、このほかの自主的な環境配慮の取組を妨げるものではありません。

各職場で物品等を調達する際には、広く環境配慮製品の情報収集に努め、また、仕様書に記載した環境配慮事項について、守られているか確認することが重要です。

なお、物品等を調達する際の納品時や委託契約、工事請負契約等で自動車を利用する場合にも、環境に配慮した自動車利用を契約の履行条件とすることが求められますので、「契約時における『環境により良い自動車利用』の手引き」を確認してください。

(各項目の内容)

- 品名  
都の物品(消耗品及び備品)等のうち購入事例が多く、かつ、環境配慮型製品の選択が可能なものを対象としています。
- 環境配慮仕様  
水準1は、現時点で必ず考慮すべき事項です。契約の際には、仕様書等に必ず記載してください。  
水準2は、より高い環境配慮水準として設定しています。より良質な都市環境の実現、持続可能な消費・生産の実現を目指すうえで、水準2による調達を積極的に検討してください。業務の特性や規模等に応じて、仕様書等に記載してください。水準2のうち一部の事項でも取り入れることが可能です。  
将来的には、水準2の事項を水準1に引き上げていくことを目指します。  
また、★がついている品目については、「資料編」を参照の上、必要な基準を仕様書に引用するか、別紙で添付してください。
- 備考  
適用条件や努力目標などを示しています。  
なお、本ガイドの水準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般の事項及び適正な価格については別途確保される必要があります。

令和8年4月  
東京都

## 東京都グリーン購入ガイド

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/tokyo\\_green/tokyo\\_green](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green)

# 1-7 認定のメリット | 金融機関等からの認知・評価の向上①

## GRESB※1リアルエステイト認証での評価

- 「GRESBリアルエステイト評価」とは、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標
- 既存物件運用の場合は、ESG全般にまたがる約60の設問で評価

### 【既存物件運用】

#### ■ マネジメント・コンポーネント

- ・リーダーシップ ・ポリシー ・レポートイング
- ・リスク管理 ・ステークホルダーエンゲージメント

#### ■ パフォーマンス・コンポーネント

- ・リスク評価 ・目標 ・テナントとコミュニティ
- ・パフォーマンス指標（エネルギー、水等）

・**グリーンビル認証** ——— トップレベル事業所も評価対象

- ・データレビュー

## DBJ※2 Green Building認証での評価

- 「DBJ Green Building認証」とは、環境・社会への配慮がなされた不動産に関する認証制度
- 不動産のサステナビリティをESGに基づく5つの視点から通常設問74問、イノベーション設問13問の計87問で評価

- ・戦略・ステークホルダーとの協働

#### ・**建物の環境性能**

- ・テナント利用者の快適性
- ・危機に対する対応力
- ・多様性・周辺環境への配慮

「環境認証・表彰」の項目及び特筆する取組を評価するイノベーション設問にて、**トップレベル事業所も評価対象**

トップレベル事業所認定が評価に有効な環境認証制度として認められている

※1：欧州の年金基金等により2009年に創設。投資先の選定や投資先との対話に用いるため、不動産セクターの会社・ファンド単位での環境・社会・ESG配慮を測る。

※2：株式会社日本政策投資銀行

## 1-6 認定のメリット | 金融機関等からの認知・評価の向上②

### CDP※の「環境情報開示」について

- CDPの質問書に対する企業および自治体の回答は開示され、CDPが分析・スコア付与
- CDPの環境データは、**金融市場、サプライチェーンエンゲージメント、政策イニシアチブ**等に活用されている
- CDP質問書のスコアリング基準は、公表されている

### 「政策立案者との協働（エンゲージメント）」における評価に向けて

#### トップレベル事業所認定の取組

- ✓ トップレベル事業所認定制度は、都の2050年までのゼロエミッション東京の実現に向けた取組の一環
- ✓ 認定事業所は、ゼロエミッションの目標達成に向けて都が推奨する省エネ・再エネに係る優良な取組を実施し、都と共にそのノウハウ共有等を通じて他の事業所の省エネ・再エネ対策を牽引するもの

#### 回答における留意点

- ✓ 事業者は、パリ協定の目標と整合するエンゲージメント活動を行うコミットメント等を公開していること
- ✓ 事業者は、認定による都との協働が、上記コミットメント等と整合していることを明確にしていること

# 1-8 認定のメリット | 東京都による広報、セミナー等登壇

認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう、認定事業所の皆様の御協力も得ながら、ウェブサイト、SNSをはじめ様々な広報を更に拡充予定

## 東京都ウェブサイト等への掲載

認定事業所の事業所名や取組等を掲載し、脱炭素化の取組が優れた事業所として都のウェブサイト、SNS等により広く社会へ発信

## 東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介

「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」において、地図上でトップレベル認定事業所情報を確認できるようオープンデータ化

## 東京都キャップ&トレード制度ダッシュボードにおける認定表示

「東京都キャップ&トレード制度ダッシュボード」において、トップレベル認定状況を表示

## 東京都のセミナー等への登壇

都が開催するセミナーやイベント等に登壇いただき、地球温暖化対策が進んだ優良な事業所として事業者の取組等を発信



# 1-9 認定のメリット | 認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

- トップレベルを取得した事業所には認定証と多摩産材を用いた記念楯を贈呈
- 認定事業所のみが使用できる「トップレベル事業所認定ロゴマーク」を企業のパンフレット、HP、広報誌、名刺等で使用可能



トップレベル事業所認定証及び記念楯



トップレベル事業所認定ロゴマーク



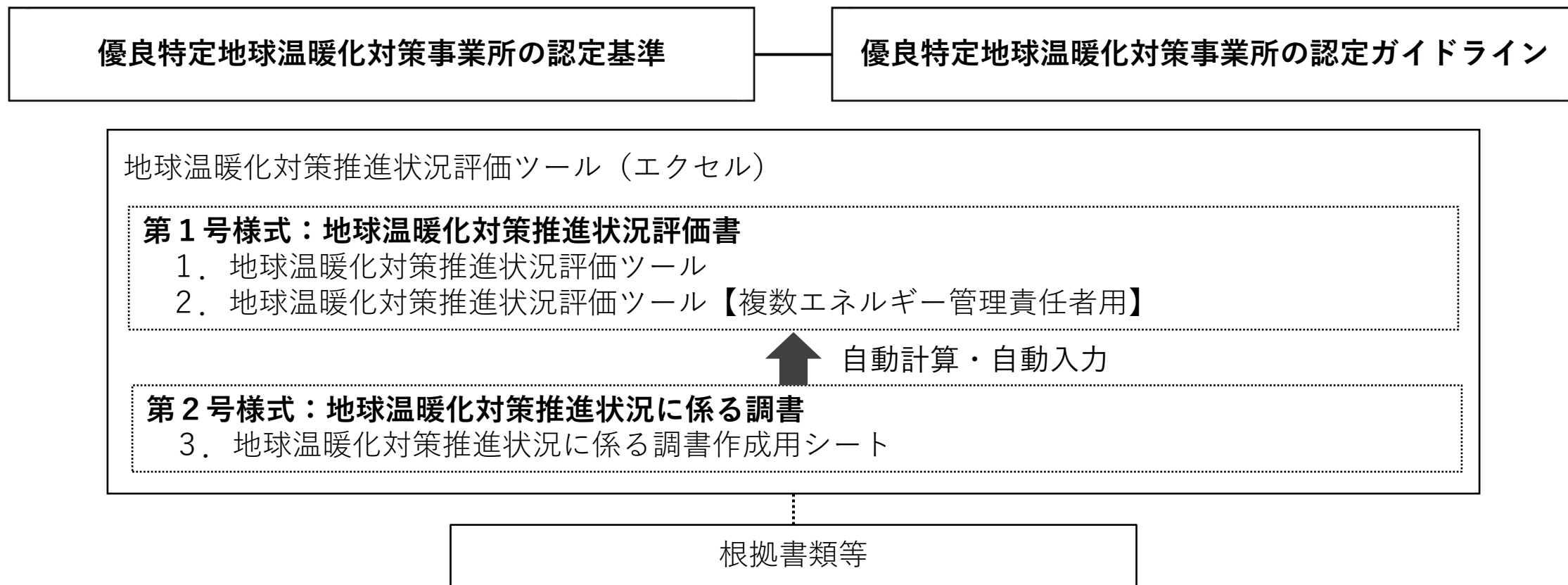
# 1-10 トップレベル事業所認定の適用期間

- トップレベル認定の事業所が、認定が継続する期間は、原則として認定された年度が属する計画期間終了年度まで
- 第三計画期間に認定を受けた事業所は、当初申請年度から5年度目まで適用  
(経過規定として、計画期間をまたいで認定継続)

期間		第3計画期間					第4計画期間				
年度		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
例①	3期認定		認定	第3期計画期間の認定が5年継続					認定継続の場合は、認定の再取得が必要		
例②	4期認定									計画期間終了まで認定が継続 認定	
例③	4期認定 4期にレベル変更						認定レベル等の変更の場合は、当初認定後5年間、認定継続				
							認定(Silver)	Silver	Silver	認定(Gold)	Gold
例④	3期認定 継続中4期に認定			第4計画期間に認定を再取得する場合は、当初認定年度に関係なく4期終了まで有効							
			認定	準トップ	準トップ	準トップ	認定(Gold)	Gold	Gold	Gold	
例⑤	認定基準不適合後の特例措置			基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで*							
			認定				取消通知	再認定			

※ 基準に適合しなくなった場合は、いずれの例も、取消通知のあった年度まで

# 1 - 11 トップレベル事業所に係る基準等の全体像



## 認定ガイドライン

- ・ 認定基準における各評価項目の取組状況の把握方法に関する指針
- ・ 認定に係る手続き、評価書の作成方法について、事業者側の視点から、認定申請の手順、登録検証機関の検証ポイントを記載
- ・ 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握について、詳細な方法と検証の考え方を記載

# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準**
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

## 2-1 トップレベル事業所の認定

### 認定基準 P1,2

**認定申請事業所が次の事項をすべて満足するとき、トップレベル事業所に認定する。**

- ア. 登録検証機関による検証の結果が「適合」で、検証方法が適正であること、  
又は、検証の結果が「都と要協議」であるが、協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。
- イ. 都による審査及びトップレベル検討会において、地球温暖化対策推進状況評価書の内容が適正と認められること。
- ウ. 総合得点が、認定基準の認定水準を満足していること。
- エ. 省エネ法の「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の規定により管理標準を設定し、それに基づきエネルギーの使用の合理化に係る調整、計測・記録、保守・点検等を適切に行っていること。

## 2-2 評価項目 (第一区分)

### 📖 認定基準 P10~18 別表第1

### 評価項目

評価項目の区分	事務所の例			熱供給施設の例		
	必須項目	一般項目	加点項目	必須項目	一般項目	加点項目
I 一般管理事項	15	5	2	17	2	2
II 建物及び設備性能に関する事項	21	36	51	12	34	39
III 事業所及び設備の運用に関する事項	13	53	13	10	42	13
IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	1	3	6	0	2	8
V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	2	6	3	2	5	4
小計	52	103	75	41	85	66
計 (必須+一般)	230 (155)			192 (126)		

### 評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

## 2-3 トップレベル事業所等の必須要件 (第一区分)

### 認定基準 P3

#### 「3a.1高効率熱源機器の導入」、「3c.1高効率照明器具の導入」、その他の不合格要件

- **3 a. 1 高効率熱源機器の導入**

設置年度が2000年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格COP又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表3. 3又は表3. 4の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **3 c. 1 高効率照明器具の導入**

評価点が0点であること又は対象となる主たる室用途ごとの最も消費電力の大きい主たるランプの種類の水準について、別表第2の表7. 1の係数の欄に掲げる数値が0. 9未満であること

- **その他の評価項目 (必須項目)**

評価項目の取組状況の程度が、最も低い取組状況であること

## 2-4 既築事業所、事業所用途等に関する緩和措置（第一区分）

### 既築事業所

#### 最も新しい建物の竣工年度に応じた緩和措置を設定

- 評価項目「コミッショニングの実施」や「外気冷房システムの導入」などについて、最も新しい建物の竣工年度が2012年度以前の場合は評価分類を「加点項目」に緩和

#### 設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

- 評価項目「高効率熱源機器の導入」は、設備の設置年度が2000年度から2012年度までの場合は評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和
- 2013年度（変圧器については2008年度）以降に更新又は増設をした高効率設備が存在する場合であって、その設備の割合が50%未満のときは、評価分類を「必須項目」から「一般項目」又は「加点項目」に変更する。

### 事業所用途

テナントビル、宿泊施設、医療施設、熱供給施設、情報通信施設及び物流施設には評価分類や評価項目からの除外等の緩和措置を設定

## 2-5 総合得点の計算方法

### 認定基準 P4

### 総合得点

**総合得点 = 基礎得点 + 加点項目の得点**

- 基礎得点 = 必須項目の得点 + 一般項目の得点 = 100点
- 加点項目の合計点数は、25点を上限

### 配点

#### 基礎得点100点の配点

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| I 一般管理事項：                       | 10点 |
| II 建物及び設備性能に関する事項：              | 45点 |
| III 事業所及び設備の運用に関する事項：           | 25点 |
| IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項：      | 10点 |
| V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項： | 10点 |

## 2-6 各評価項目の得点

### 認定基準 P4

### 評価点

- 各評価項目の評価点は、取組状況の程度に応じて別表第2の評価点の欄に掲げる点数又は同欄に掲げる方法により算定した数値とする。
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握は、別表第2の備考に掲げる方法等及び認定ガイドラインに基づき行う。

### 各評価項目の得点

- 各評価項目は、取組状況に応じて1点から0点の間で評価点を付す
- 評価項目の得点 = 評価点 × 重み係数

## 2-7 重み係数

### 認定基準 P5

### 「重み係数」設定の考え方

- エネルギー使用量が多い設備の評価項目は得点が多い。  
→ 設備のエネルギー消費量の大小に応じて得点
- 省エネ効果が多い評価項目は、得点が多い。  
→ 対策の省エネルギー効果の程度に応じて得点
- 比較的省エネ率の小さい「事業所及び設備の運用に関する事項」の評価項目でも、総合得点への影響が大きい。  
→ 「Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項」を重視した配点

$$\text{重み係数} = K 1 \times K 2 \times K 3 \times K 4 \times K 5$$

- K 1**    I 一般管理事項・Ⅳ 再エネに関する事項・Ⅴ ゼロエミ化に関する事項：要求事項の配分比率  
          II 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：エネルギー消費先比率
- K 2**    I 一般管理事項・Ⅳ 再エネに関する事項・Ⅴ ゼロエミ化に関する事項：要求事項内の配分比率  
          II 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：省エネ率
- K 3**    用途補正係数（区分Ⅰのみ）
- K 4**    （区分Ⅰ）、K 3（区分Ⅱ）    適用範囲補正係数
- K 5**    （区分Ⅰ）、K 4（区分Ⅱ）    得点換算係数

## 2-8 建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合の要件

### 認定基準 P7

- II 建物及び設備性能に関する事項の得点のみ建築物環境計画書の評価結果を用いて算定することができる。
- II 建物及び設備性能に関する事項の得点は、別表第11で定める方法により算定された各項評価目の区分ごとの得点を合計したものとし、II 建物及び設備性能に関する事項における不合格要件は適用しないものとする。
- 総合得点は、I、III、IV、Vの必須項目及び一般項目である評価項目の得点と建築物環境計画書の評価結果を用いて算定されたII 建物及び設備性能に関する事項の得点を合計して基礎得点とし、これにII 建物及び設備性能に関する事項以外の評価項目の区分に含まれる加点項目である評価項目の得点を加算した得点とする。なお、加点項目の合計点数は、25点を上限とする。

## 2-9 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合の措置

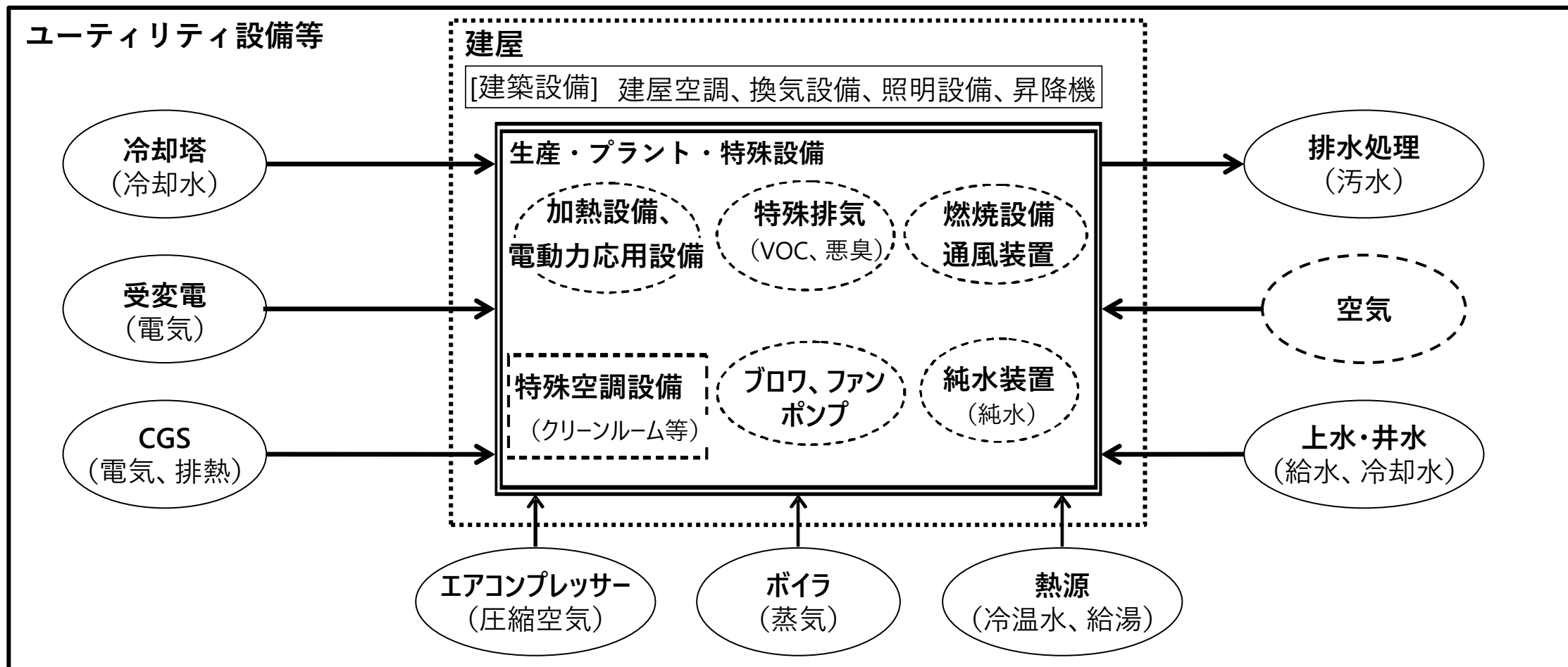
### 認定基準 P8 (区分Ⅰ) P7 (区分Ⅱ)

- 地球温暖化対策の推進の程度は、事業所全体を一括して把握する
- 以下のすべての条件を満たす場合、複数エネルギー管理責任者の総合得点の算定方法を適用できる
  - ① 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合
  - ② 評価項目の取組状況の一括した把握が難しい場合
  - ③ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲及びエネルギー管理区分ごとのエネルギー使用量が明確に区別できる場合
- 熱源・熱搬送設備又は給排水設備を共用しているときは、その部分に評価ツール（複数管理者用）を使用することはできない（認定ガイドラインP56）
- 建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合は、この方法により総合得点を算定することはできない。

## 2-10 評価対象の設備 (第二区分)

### 例. 工場における評価対象の設備 (イメージ)

共通設備 (ユーティリティ設備、建築設備) と生産プロセスの工場全般が評価の対象



## 2-11 評価項目の区分 (第二区分)

### 📖 認定基準 P2 (区分II)

- 『II 設備及び建物の性能に関する事項』と『III 設備及び事業所の運用に関する事項』の評価項目は、「全事業所共通の評価項目」と「事業所用途ごとの評価項目」に分類

I 一般管理事項 IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	II 設備及び建物の性能に関する事項	III 設備及び事業所の運用に関する事項	
<b>全事業所共通</b>	<b>ユーティリティ設備等</b> に関する評価項目 (ユーティリティ設備、建築設備、建物、再生可能エネルギー・未利用エネルギー)		← 全事業所共通
	<b>生産・プラント・特殊設備</b> に関する評価項目		← 事業所用途により評価項目が選択される
	<b>上水道施設</b> に関する評価項目		
	<b>下水道施設</b> に関する評価項目		
	<b>廃棄物処理施設</b> に関する評価項目		

# 2-12 評価項目の区分 (第二区分)

## 📖 認定基準 P9~21 別表第1 (区分II)

<b>II 設備及び建物の性能に関する事項</b>
1.ユーティリティ設備等の省エネルギー性能
a. 蒸気供給設備
b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備
c. コージェネレーション設備
d. 受変電設備、配電設備
e. 圧縮空気供給設備
f. 給排水・給湯設備、排水処理設備
2.建築設備の省エネルギー性能
a. 空調・換気設備
b. 照明設備
c. 衛生設備
d. 昇降機設備
e. その他
3.建物の省エネルギー性能
a. 建物外皮
b. 自然エネルギーの利用
4.再生可能エネルギー・未利用エネルギー
<b>III 設備及び事業所の運用に関する事項</b>
1.ユーティリティ設備等の運用管理
2.ユーティリティ設備等の保守管理
3.建築設備の運用管理
4.建築設備の保守管理


<b>II 設備及び建物の性能に関する事項</b>
5.生産・プラント・特殊設備の省エネルギー性能
a. 燃料の燃焼
b. 加熱及び冷却並びに伝熱の性能
c. 排熱回収
d. 断熱・保温
e. 電動応用設備・電気加熱設備
f. 特殊空調設備
g. 特殊排気設備
h. 純水供給設備
i. 場内輸送設備
j. 追加評価事項
<b>III 設備及び事業所の運用に関する事項</b>
5.生産・プラント・特殊設備の運用管理
6.生産・プラント・特殊設備の保守管理

<b>II 設備及び建物の性能に関する事項</b>
5.上水道施設の省エネルギー性能
a. 共通
b. 取水・導水工程
c. 沈殿・ろ過工程
d. 高度浄水工程
e. 排水処理工程
<b>III 設備及び事業所の運用に関する事項</b>
5.上水道施設の運用管理
6.上水道施設の保守管理

<b>II 設備及び建物の性能に関する事項</b>
5.下水道施設の省エネルギー性能
a. 前処理工程
b. 水処理工程
c. 汚泥処理工程
d. 汚泥焼却工程
<b>III 設備及び事業所の運用に関する事項</b>
5.下水道施設の運用管理
6.下水道施設の保守管理

<b>II 設備及び建物の性能に関する事項</b>
5.廃棄物処理施設の省エネルギー性能
a. 前処理工程
b. 熱処理工程
c. 後処理工程
<b>III 設備及び事業所の運用に関する事項</b>
5.廃棄物処理施設の運用管理
6.廃棄物処理施設の保守管理

## 2-13 評価項目 (第二区分)

 認定基準 P9~21 別表第1 (区分II)

### 評価項目

評価項目の区分	工場他			上水道施設			下水道施設			廃棄物処理施設		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I 一般管理事項	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	13	49	130	12	25	92	16	38	93	14	30	103
III 事業所及び設備の運用に関する事項	32	49	54	22	40	36	22	39	39	23	33	36
IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	1	3	6	1	3	6	1	3	6	1	3	6
V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6	2
小計	65	111	194	54	78	138	58	90	142	57	76	149
計 (必須+一般)	370 (176)			270 (132)			290 (148)			282 (133)		

### 評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- 必須項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- 一般項目・・・全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- 加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

## 2-14 トップレベル事業所等の必須要件（第二区分）

### 📖 認定基準 P3（区分II）

#### 「1a.1高効率蒸気ボイラーの導入」、「1b.1高効率熱源機器の導入」、その他の不合格要件

- **1 a. 1 高効率蒸気ボイラーの導入**

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の蒸気ボイラーを1台でも使用している場合であって、全ての蒸気ボイラーのボイラー効率が、ボイラー機種に応じて別表第2の表1.3の水準の欄に掲げる数値未満であること


- **1 b. 1 高効率熱源機器の導入**

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格COP又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表2.3又は表2.4の水準の欄に掲げる数値未満であること

- **その他の評価項目（必須項目）**

評価項目の取組状況の程度が、最も低い取組状況であること

## 2-15 既存事業所に関する緩和措置 (第二区分)

 認定基準 P9~21 別表第1 (区分II)

### 設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

以下の高効率機器の導入に関する評価項目は、使用年数等を考慮し、設備の設置年度によって評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和

- II 1a.1高効率蒸気ボイラーの導入
- II 1b.1高効率熱源機器の導入  
→事業所内の当該設備（蒸気ボイラー、熱源機器）において、すべての設置年が2000年度から2012年度までの場合は一般項目とする。
- II 1d.1高効率変圧器の導入  
→全ての変圧器の設置年度が1990年度以降で、かつ2008年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。
- II 1e.1高効率エアコンプレッサーの導入  
→全てのエアコンプレッサーの設置年度が2000年度以降で、かつ2013年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。

# 2-16 エネルギー消費先区分 (第二区分)

 認定基準 P67 別表第5 (区分II)

エネルギー消費先区分	
区分	細目
ユーティリティ設備等	蒸気供給
	熱源
	冷却塔
	熱搬送
	コージェネ
	受変電
	圧縮空気
	給排水
	給湯
	排水処理
	建築設備
一般空調機	
換気	
照明	
昇降機	
コンセント	
厨房	

エネルギー消費先区分	
区分	細目
生産・プラント・特殊設備	燃料燃焼
	熱利用
	電動力応用
	電気加熱
	特殊パッケージ空調
	特殊空調機
	冷凍・冷蔵
	特殊排気
	純水供給
	輸送

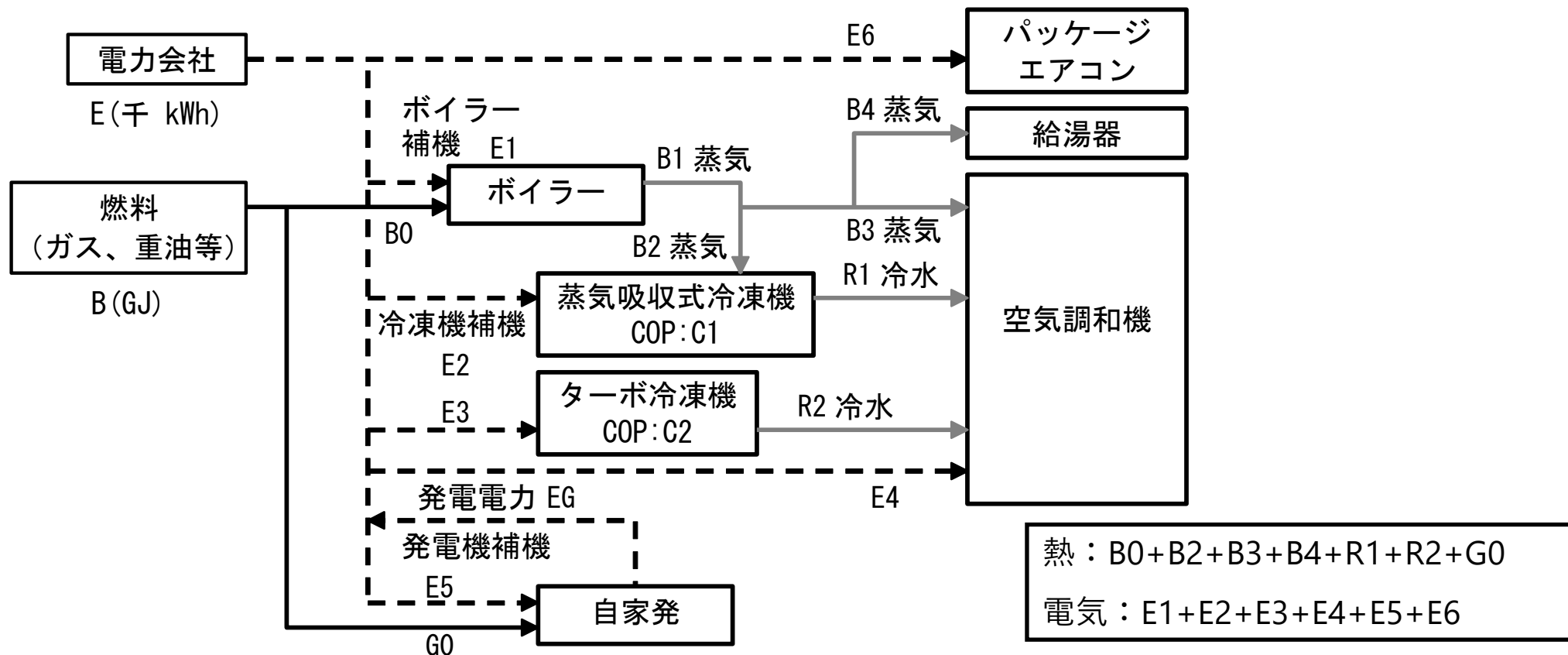
エネルギー消費先区分	
区分	細目
上水道施設	取水・導水
	沈殿
	ろ過
	高度浄水
	汚泥濃縮
	汚泥脱水
	送水・配水
	主ポンプ
下水道施設	沈殿池
	反応タンク
	高度処理
	汚泥濃縮
	汚泥消化
	汚泥脱水
	汚泥焼却

エネルギー消費先区分	
区分	細目
廃棄物処理施設	乾燥
	受入供給
	燃焼
	灰溶融
	ガス冷却
	通風
	排ガス処理
	灰出し

# 2-17 エネルギー使用量の考え方 (第二区分)

📖 認定ガイドライン (区分II) P61~64

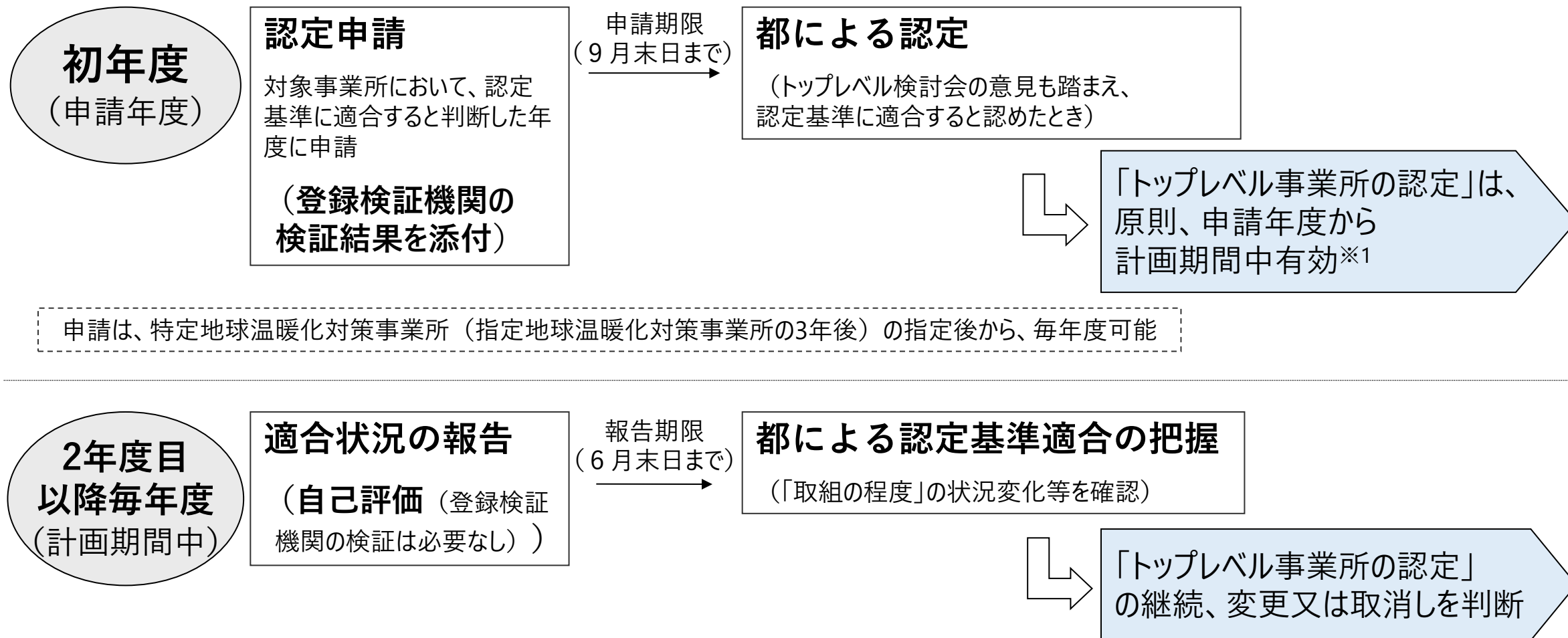
省エネ法のエネルギー管理指定工場の現地調査に用いられる総括表と同様に、事業所の全エネルギー使用量はグロス (個々の設備による使用量実績の積み上げ) で集計する。



# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続**
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

# 3-1 トップレベル事業所等の認定の流れ（概要）



※1 第三計画期間中に認定された事業所は、申請年度から5年間有効  
(2年度目以降の報告内容で「認定基準に不適合となったとき」等の場合はその年度まで。)

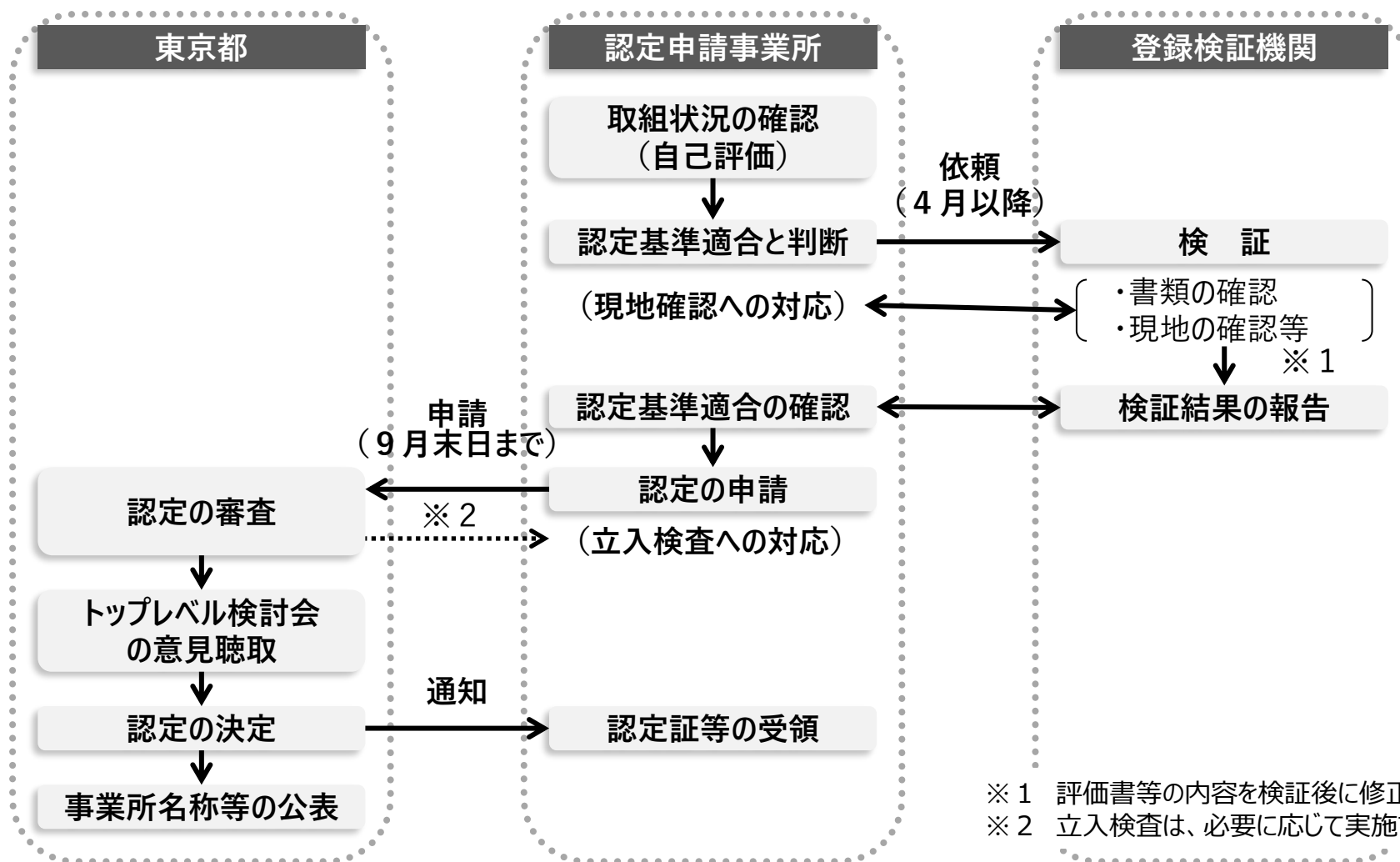
## 3 - 2 削減義務率の区分と適用する認定基準

### 認定ガイドライン P11

- 基準排出量決定通知書に削減義務率の区分として示される「第一区分事業所」又は「第二区分事業所」の区分ごとの認定基準を用いる。
- 削減義務期間の開始年度に認定申請を行う場合には、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた後、都に相談し、基準排出量決定通知書の交付前に削減義務率の区分を確認し、申請手続を開始する。

# 3-3 認定申請のフロー

## 📖 認定ガイドライン P12



## 3 - 4 自己評価

### 認定ガイドライン P13

#### 自己評価

- 認定申請事業所は、認定基準に適合しているかどうか、自己評価を行う。
- 自己評価に当たっては、認定ガイドラインに則り、評価書等を作成する。
- 自己評価には、地球温暖化対策推進状況評価ツールを用いなければならない。

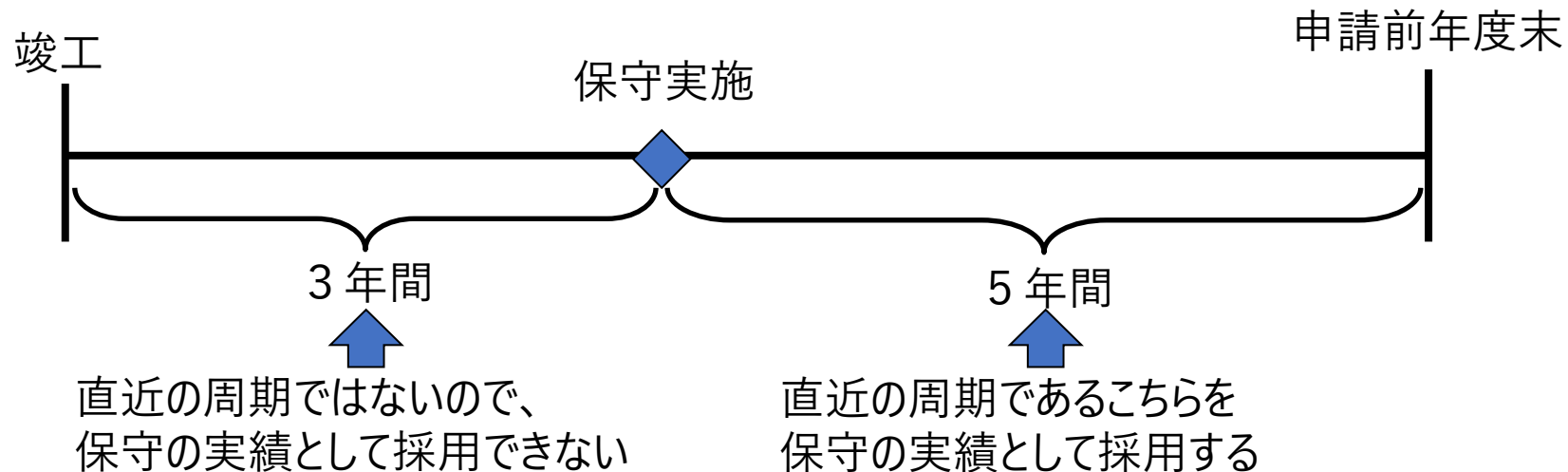
#### 評価の対象

- I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目（区分IIは3.5、3.7を除く）、II 建物及び設備性能に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち1.1～1.3 及び4.1～4.3 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.1～1.2、2.1～3.4 の評価項目に関しては申請の前年度末時点の状況で評価する。
- I 一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目を除く。（区分IIは3.5、3.7を除く））、III 事業所及び設備の運用に関する事項（保守に係る部分を除く。）、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち2.1～3.2 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.3～1.6 の評価項目については申請の前年度の年間を通じた継続的な実績で評価する。
- 保守に関する評価項目は、申請の前年度末日とそれに最も近い日との間隔と、申請前年度末時点において明文化されている実施予定の間隔のうち、長い方の間隔を取組状況とする。ただし、実施予定が明文化されていない場合、間隔は実施無しとして評価を行う。  
(p55,56)

## 3-5 保守に関する評価項目の取組状況の判断の例

📖 認定ガイドライン P55,56

### ①：保守の実績を確認する



### ②：申請前年度末時点での文書化された保守予定周期を確認する

4年間

### ③：①と②を比較して、取組状況の判断を行う

①は5年間、②は4年間。したがって、取組状況は5年間に1回となる。

## 3 - 6 登録検証機関による検証、登録検証機関への依頼

### 認定ガイドライン P16

- トップレベル事業所の認定申請を行いたいとき、登録検証機関による検証が必要となる
- 認定申請事業所が行った地球温暖化の対策の推進の程度に係る評価結果は、公平性、網羅的、正確性等を確保することが求められる
- 認定申請事業所と著しい利害関係を有する登録検証機関には検証の依頼ができないことに留意した上で、登録検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない

※著しい利害関係を有する事業者の一例

- 検証機関の親株式会社
- 検証機関又は検証機関の親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3カ年に次の業務を実施した事業者  
(例) エネルギー利用に関するコンサルティング

## 3 - 8 検証の時期・検証の実施

 認定ガイドライン P16,19

### 検証の時期

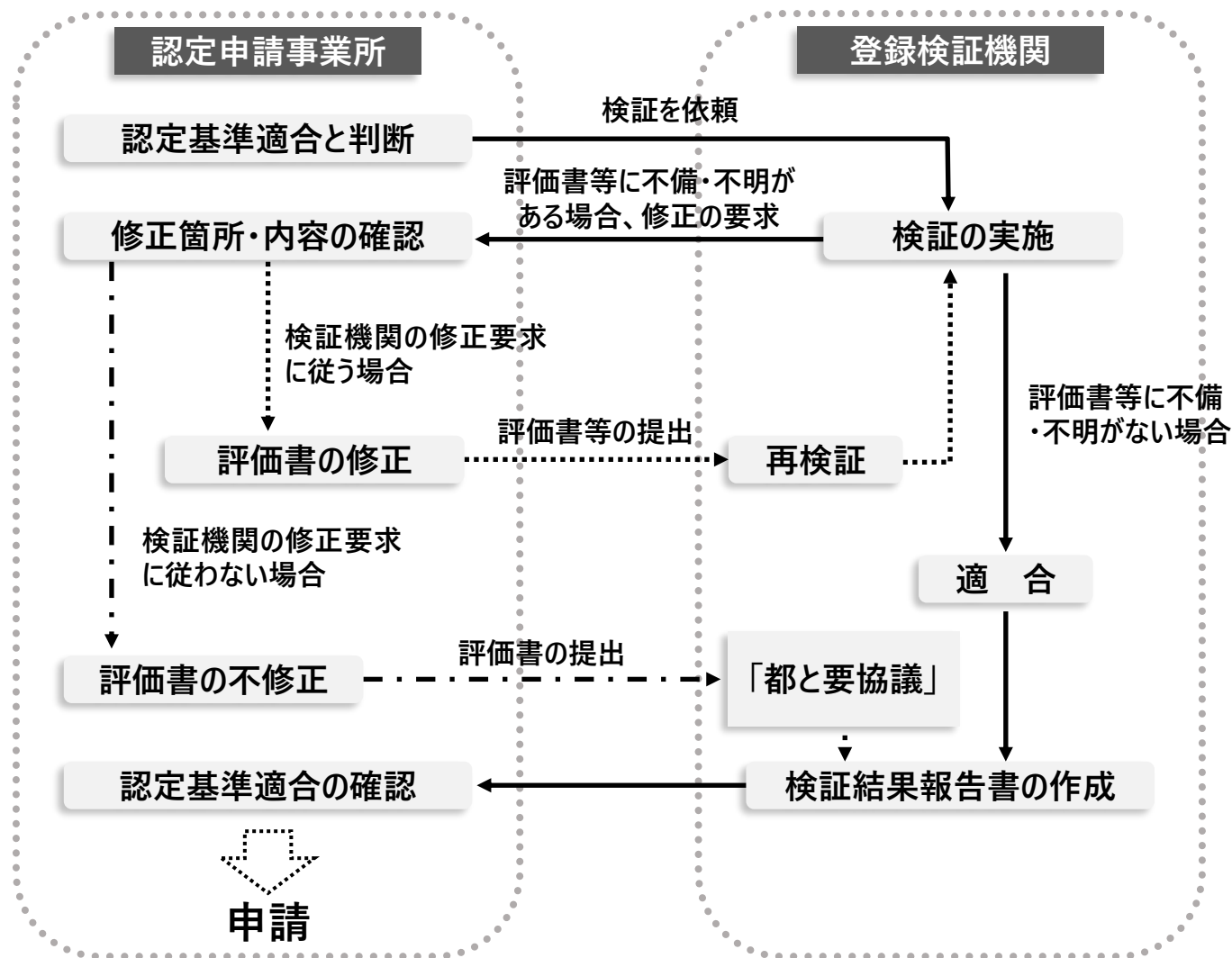
- 9月末日までの申請に間に合うように実施する。
- 規模、用途等によって検証に要する時間が異なるため、可能な限り早期に検証を受けることが望ましい。

### 検証の実施

- 検証は、次の点について、第三者の立場で確認する。
  - ① 自己評価が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているか。
  - ② 建物概要、設備性能、エネルギー使用量等に関して、算定及び集計の結果が適切であるか。
- 検証は、証拠となる書類の確認、設備又は各室に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。
- 検証を円滑に執り行うため、事前に準備し、検証当日の登録検証機関からの要求には速やかに対応する。
- また、認定申請事業所は証拠となる書類を認定申請事業所における実地調査の前に検証機関へ提出することができる。

# 3-9 検証のフロー

📖 認定ガイドライン P20



- - -> : 評価書の不修正のフロー  
 .....> : 再検証のフロー

## 3-10 不備あり・不明の対応・再検証・評価書の不修正

### 認定ガイドライン P21

### 不備あり・不明の対応

- 登録検証機関は、評価書等の内容と取組状況の程度が、整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、その誤りについて、認定申請事業所に対し、評価書等を修正するよう求める。

### 再検証

- 修正の要求に対して、評価書の内容と取組状況の程度の整合を確認するための証拠書類を作成した上で、評価書等を再提出する。
- 検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わない。
- 再検証は1つの検証対象事項につき2回まで。（検証ガイドラインp27-28（7）再検証の実施）

### 評価書の不修正

- 修正の要求に応じなかった場合、登録検証機関の検証結果には「不備あり」又は「不明」が残り、「都との要協議事項」として報告される。
- 検証結果報告書の検証結果は「東京都と要協議」となり、「東京都と要協議」の内容を修正する前の総合得点及び不合格要件の数が記入される。（検証ガイドラインp36-37 2 検証結果報告書・検証結果詳細報告書の作成）

## 3-11 小売電気事業者のメニュー別排出係数を用いて排出量を算定している事業所の検証

### 認定ガイドライン P21,22

- 小売電気事業者のメニュー別排出係数及び再エネ率に関連する以下の①～⑤の検証が9月末の認定申請までに間に合わない場合は、**検証機関にその旨を伝え、12月末までに検証を受け、認定申請を行う。**
  - ① 第1号様式その2・その19の前年度CO<sub>2</sub>排出量実績
  - ② 「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」
  - ③ 「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」
  - ④ 「V1.3 CO<sub>2</sub>排出量の削減実績」
  - ⑤ 「V1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」
- ①～⑤の事項以外については、9月末の書類提出において、検証の現地調査までを実施する必要がある。

## 3-12 認定申請の時期・提出書類

### 認定ガイドライン P23

#### 認定申請の時期

- 検証の結果、評価書の総合得点が認定水準を満足しているときは、9月末日までに、優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書に、評価書等を添えて申請を行う。
- 申請期間、申請方法等の詳細は、環境局のホームページに掲載する。

#### 提出書類

- (1) 優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書（規則第1号様式の15）
- (2) 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- (3) 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）
- (4) 検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (5) 検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (6) 検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- (7) 検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- (8) 認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類  
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- (9) その他都が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出する。

## 3-13 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所

### 認定ガイドライン P23

#### 「東京都エネルギー環境計画書制度」のメニュー別排出係数及び再エネ率の公表値を用いて排出量を算定する事業所

- 「東京都エネルギー環境計画書制度」のメニュー別公表値を用いて排出量を算定する事業所は、9月末までに都へ連絡するとともに、**検証の現地調査まで終了させた段階の（１）～（３）及び（６）～（９）を提出する。**なお、この時点で第1号様式その2・その19の前年度CO<sub>2</sub>排出量実績、「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」、「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」、「V1.3 CO<sub>2</sub>排出量の削減実績」及び「V1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」の評価項目はこの段階になくても良い。**改めて12月末までに検証を終了した全ての書類を提出する。**ただし、既に提出した書類に修正がない場合は再度同じ書類を提出する必要はない。

#### 提出書類（再掲）

- （１）優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書（規則第1号様式の15）
- （２）地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- （３）地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）
- （４）検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- （５）検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- （６）検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- （７）検証機関が現地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- （８）認定申請事業所のCO<sub>2</sub>削減推進体制がわかる書類  
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- （９）その他都が必要と認める書類

## 3-14 削減義務率減少申請（経過措置）

 認定ガイドライン P25

### 概要

- 第四計画期間においては、一定の条件に合致する事業所について、削減義務率の減少措置に係る経過措置が設けられている。ただし、削減義務率の減少措置を受ける場合は、超過削減量の発行上限は撤廃されない。
- 第三計画期間中にトップレベル事業所の認定を受けた事業所の認定効果は、認定された年度から起算して5年度目までの期間

### 経過措置による第四計画期間における削減義務率の減少率（再掲）

- 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所（トップレベル事業所Gold） →削減義務率を3/5 に減少
- 地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所（トップレベル事業所Silver） →削減義務率を4/5 に減少

※地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所（トップレベル事業所Diamond）は、取得時点で削減義務を達成しているものと想定されることから、削減義務率の減少措置は無い

## 3-15 削減義務率減少申請（経過措置）

 認定ガイドライン P25,27

### 削減義務率減少を申請することができる事業所

- ア 第三計画期間初年度にトップレベル事業所の認定を受け、第四計画期間に継続して認定を申請する事業所
- イ 第三計画期間の途中でトップレベル事業所の認定を受け、認定を受けた年度から起算して5年度目まで認定効果が継続する事業所、また、当該認定期間終了後に継続して認定申請を行う事業所
- ウ ア及びイを除く、第三計画期間までに特定地球温暖化対策事業所に指定されている事業所で、2022年（令和4年）12月末までに、第四計画期間でのトップレベル事業所の認定に向けた準備を進めていたことを示す書類を添えて認定を申請する事業所

### 提出書類

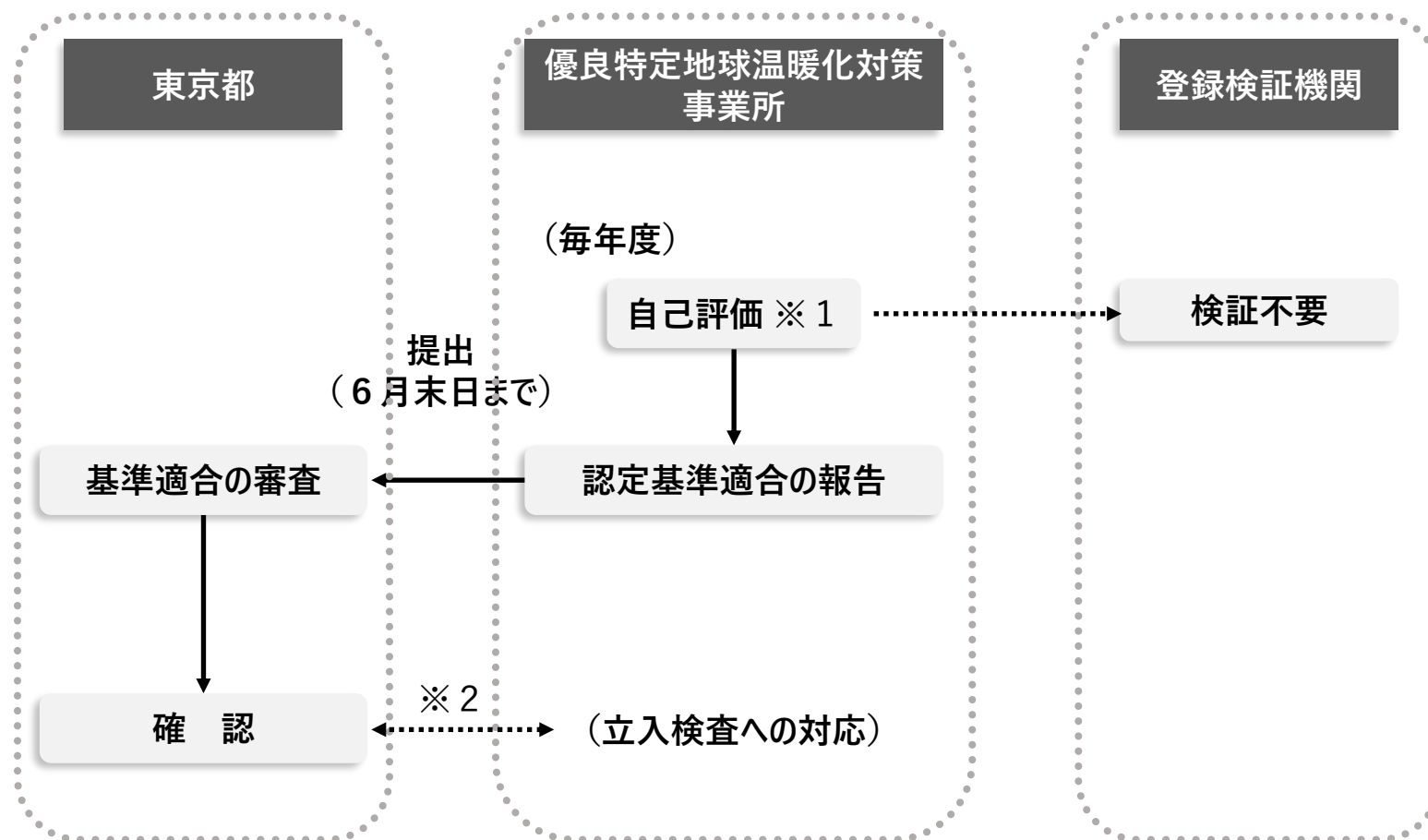
- ア 優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書（第4号様式）
- イ 知事が指定する書類
  - ① イの知事が指定する書類は、上記ウに該当する事業所が提出する
  - ② 2022年（令和4年）12月末までに、第四計画期間でのトップレベル事業所の認定取得を前提とした省エネルギー対策等を計画・実施していたことを確認できる書類として、省エネ法に基づく中長期計画書を提出する

# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続**
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

# 4 - 1 認定後の報告のフロー

## 📖 認定ガイドライン P31



※ 1 「認定時の認定基準、ガイドライン及びツール」を適用 (手続きに関しては最新のガイドラインを適用)

※ 2 立入検査は、必要に応じて実施する。

## 4 - 2 基準適合状況の報告・報告の内容・提出書類

 認定ガイドライン P28,30

### 基準適合状況の報告

- 認定申請の翌年度から認定効果が継続する期間の終了する年度まで、毎年度、基準への適合状況について6月末日までに報告する。

### 報告の内容

- 認定基準への適合状況について自己評価を行い、評価書を作成し、提出する。
- 登録検証機関による検証の結果を添付する必要はない。
- 前年度の評価書等の記載内容に変更がある場合は、変更部分の根拠書類を準備し、調書を作成した上で、評価書とともに都へ提出する。
- 報告をしない場合には、認定を取り消される。
- 認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び本ガイドラインを適用し、自己評価等を行う。

## 4 - 3 基準適合状況の報告・報告の内容・提出書類

### 認定ガイドライン P30

### 提出書類

1. 優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書（第3号様式）
2. 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
3. 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）（変更部分のみ）
4. 認定申請事業所のCO2削減体制がわかる書類
5. その他都が必要と認める書類

※原則として電子データで提出するものとする

※建築物環境計画書の評価結果を用いて認定申請を行った事業所は、3を提出する必要はない。

### トップレベル事業所の認定区分ごとの報告の内容

トップレベル事業所の認定区分により、以下のような内容で提出することができる。

#### トップレベル事業所Diamond

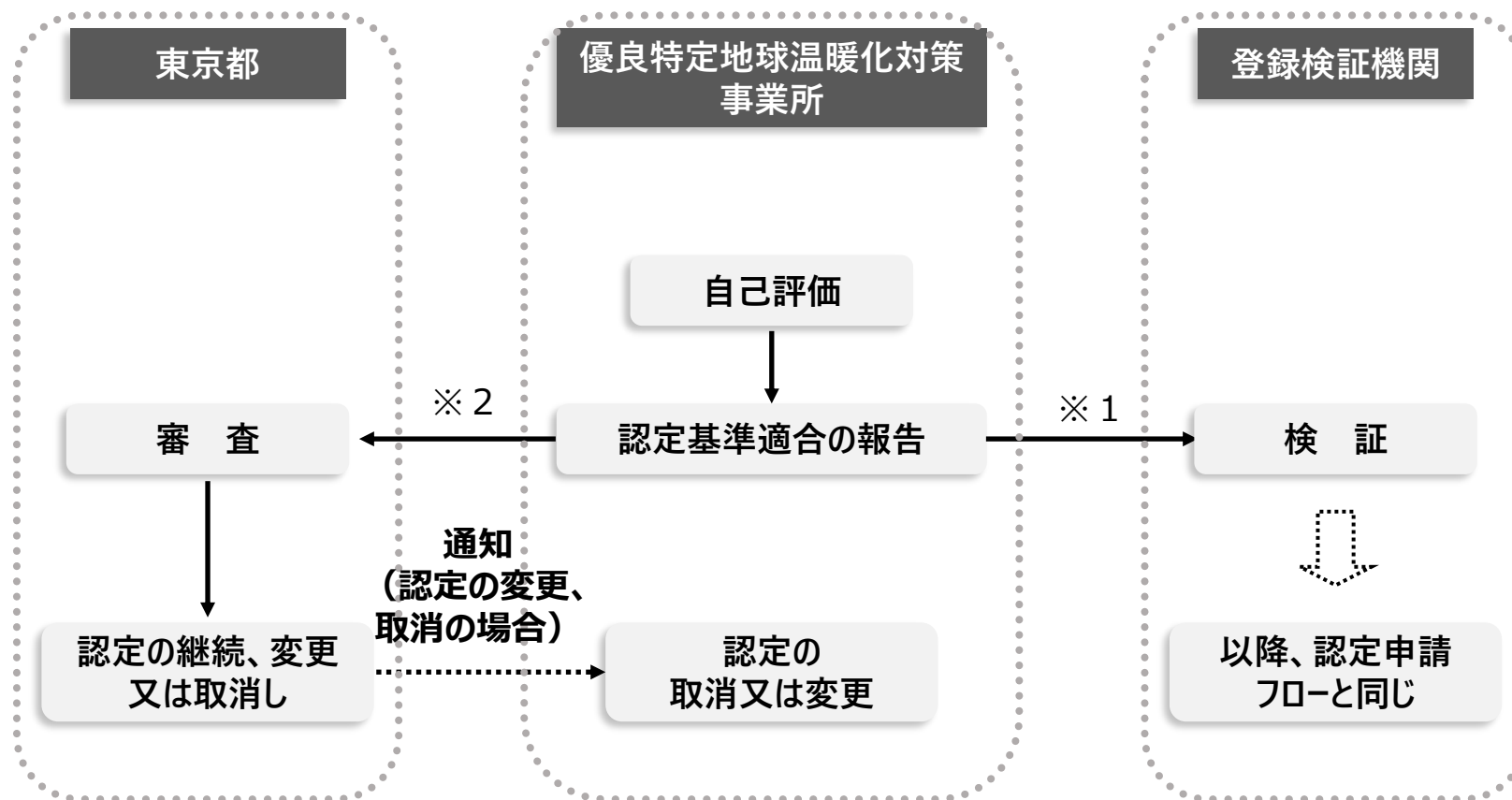
- 評価書におけるその2（メインシート）の用途別床面積・用途別エネルギー消費比率の欄及びエネルギー消費先比率の欄、I 一般管理事項、II 建物及び設備性能に関する事項、III 事業所及び設備の運用に関する事項の評価項目の取組状況及び調書について、認定申請時の記入内容と変更せずに提出することができる。

#### トップレベル事業所Gold、トップレベル事業所Silver

- 評価書におけるII 建物及び設備性能に関する事項の評価項目及び調書について、軽微な変更の場合は、認定申請時の記入内容と変更せずに提出することができる。

## 4-4 総合得点に変動がある場合のフロー

### 📖 認定ガイドライン P33



※ 1 トップレベル事業所Gold がトップレベル事業所Diamond の認定基準に適合した場合、又はトップレベル事業所Silver がトップレベル事業所Diamond もしくはトップレベル事業所Gold の認定基準に適合した場合

※ 2 取組状況の評価点の合計が認定時より下がり、かつ、総合得点が認定時の認定水準を満足しないとき

## 4 - 5 総合得点に変動がある場合の対応と認定の取扱い

### 認定ガイドライン P31,32

#### 総合得点が上がリ、従前の認定結果を上回る場合

##### → 認定区分の変更（Gold→Diamond, Silver→Gold, Diamond）を伴う認定申請が可能

- 登録検証機関による検証の結果を添えて、改めて9月末までに認定申請を行うことにより、認定を受けることができる。
- 6月末の報告は不要であるが、改めて認定申請を行う旨を届け出る。
- 既に認定されている事業所が改めてトップレベル事業所の認定申請をする場合、認定申請年度のガイドラインを適用する。

#### 総合得点の下がり、従前の認定結果を下回る場合

##### → 認定の変更又は取消を受ける

- 報告の内容に錯誤があった場合は、都が修正を行うことがある。
- 「Diamond」から「Gold」等へ認定の変更の場合、優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書（規則第1号様式の16）により、取消の場合は、優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書（規則第1号様式の17）により、通知する。
- 認定の変更又は取消に当たっては、認定の変更又は取消後の特例措置（認定ガイドラインP33）が付され（報告書が提出されていなかった場合や報告書の内容に虚偽又は錯誤があった場合を除く）、認定の変更又は取消の通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したと都が認めるときは、再びトップレベル事業所等に認定される。なお、この場合は、登録検証機関による検証を受ける必要がない。

## 4 - 6 2年度目以降の報告と認定の継続、認定の変更、取消

総合得点 取組状況の 評価点の合計※	上がる	変化なし	下がる
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Gold ⇒ 90.0点以上</li> <li>• Silver ⇒ 80.0点以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Diamond ⇒ 90.0点以上</li> <li>• Gold ⇒ 80.0点以上</li> <li>• Silver ⇒ 70.0点以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Diamond ⇒ 90.0点未満</li> <li>• Gold ⇒ 80.0点未満</li> <li>• Silver ⇒ 70.0点未満</li> </ul>
上がる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認定の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認定の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認定の継続</li> </ul>
変化なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認定区分の変更申請も可能 (改めて登録検証機関による検証が必要)</li> </ul>		
下がる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認定の変更、 又は認定の取消</li> </ul>		

※ 評価項目における取組状況の評価点の合計値について、2年度目以降の報告と認定された年度の4月1日時点における当該合計値と比べたときをいう。

## 4-7 総合得点が下がり、従前の認定結果を下回る場合

### 認定ガイドライン P32

認定基準	報告事項	事業所の取組状況の報告 (自己評価)	都による認定基準適合の確認 (認定基準不適合の有無を審査)
I 一般管理事項		報告対象	審査対象
II 建物及び設備性能に関する事項		建物・設備の大きな変更等を伴う場合は報告対象	建物・設備の大きな変更等を伴う場合はこの項目も審査対象※
III 事業所及び設備の運用に関する事項		報告対象	審査対象
IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項		報告対象	審査対象
V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項		報告対象	審査対象

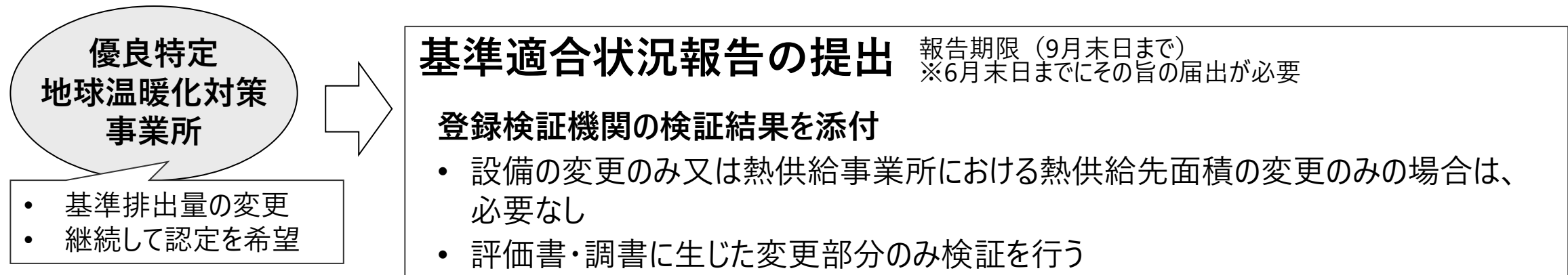
※ 制御機器が有効に機能しているか、設備改修に伴う設備性能の変更等は審査対象

- 都は報告内容を確認し、運用対策の取組状況などを中心に認定基準に適合していないと認めるときは、認定の変更又は認定の取消しを行う。
- トップレベル事業所Diamondに認定されている事業所は、評価書におけるその2（メインシート）の用途別床面積・用途別エネルギー消費 比率の欄及びエネルギー消費先比率の欄、I 一般管理事項、II 建物及び設備性能に関する事項、III 事業所及び設備の運用に関する事項の評価項目の取組状況及び調書について、認定申請時の記入内容と変更せずに提出することができる。

## 4 - 8 基準排出量の変更がある場合の対応と取扱い

📖 認定ガイドライン P35,36

### 認定申請継続の手続



#### 評価の対象期間に変更があった場合の対応

- 評価の対象年度の途中 (当該変更部分の竣工日が7月1日以降) に変更があったときは、変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度の基準適合状況報告において評価の対象とすることが可能
- 変更部分を評価に含めない場合、変更内容をまとめた書類の提出が必要

#### 適用する認定基準

- 原則として、認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び認定ガイドラインを適用

## 4 - 9 基準排出量の変更後の報告

 認定ガイドライン P35

### 提出書類

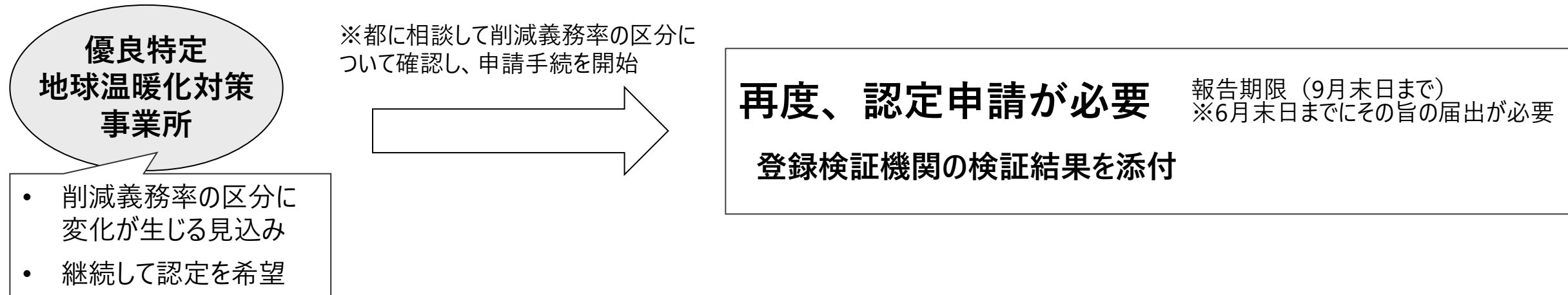
- (ア) 優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書（第3号様式）
- (イ) 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- (ウ) 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）  
（第2号様式）（変更部分のみ）
- (エ) 検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (オ) 検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (カ) 検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- (キ) 検証機関が実地検証時に用いた調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- (ク) 認定申請事業所のCO2削減体制がわかる書類  
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- (ケ) その他都が必要と認める書類

※原則、電子データで提出する。なお、（イ）及び（ウ）の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。

## 4-10 削減義務率の区分の変更がある場合の対応と取扱い

📖 認定ガイドライン P36

### 認定申請継続の手続




#### 評価の対象期間に変更があった場合の対応

- 評価の対象年度の途中（当該変更部分の竣工日が7月1日以降）に変更があったときは、変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度の基準適合状況報告において評価の対象とすることが可能
- 変更部分を評価に含めない場合、変更内容をまとめた書類の提出が必要

#### 適用する認定基準

- 原則として、認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び認定ガイドラインを適用

## 4-11 削減義務率の区分の変更後の認定申請

 認定ガイドライン P36,37

### 提出書類

- (ア) 優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書
- (イ) 地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第1号様式）
- (ウ) 地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所、第二区分事業所）（第2号様式）
- (エ) 検証結果報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (オ) 検証結果詳細報告書（登録検証機関が作成したもの）
- (カ) 検証チェックリスト（登録検証機関が作成したもの）
- (キ) 検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本（登録検証機関が作成したもの）
- (ク) 認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類  
（統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。）
- (ケ) その他知事が必要と認める書類

※ 原則、電子データで提出するものとする。ただし、（イ）及び（ウ）の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。

## 4-12 認定後に登録検証機関による検証が必要となる事例

### 認定ガイドライン

- 「トップレベル事業所Gold」から「トップレベル事業所Diamond」等、より上位の認定区分への変更を行いたいとき※<sup>1</sup>（認定ガイドライン P31～32）

※<sup>1</sup> 取組状況が変化した評価項目等だけではなく、全ての評価項目について検証が必要となる。  
なお、認定の期限は、当初の認定から継続となる。

- 認定後に用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更の程度が著しく、基準排出量の変更を伴うとき（認定ガイドライン P35）
- 認定後に用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更の程度が著しく、削減義務率の区分の変更を伴うとき（認定ガイドライン P36）
- 都から認定の変更又は取消しを受けた事業所が、再び認定申請を行うとき※<sup>2</sup>（認定ガイドライン P34）

※<sup>2</sup> ただし、認定の変更又は取消しの通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したときは、登録検証機関の検証を添えずに申請することができる。

# 4-13 トップレベル事業所等の認定の変更又は取消し後の特例措置（例）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
事業所の地球温暖化対策の取組状況	4～3月：良好	4～3月：大きく低下 (総合得点が当該認定水準以下及び取組状況低下)	4～3月：良好 (認定申請時の取組状況に回復)	
認定までの流れ		9月末まで (検証結果添付) 認定申請 審査 3月 認定通知	6月末まで 報告(自己評価) 審査 3月 認定取消通知	6月末まで 報告(自己評価) 審査 3月 再認定の通知
認定の状況		認定	翌年度4月から認定取消し予定 取消を受けた年度まで認定 1年で認定申請時の取組状況に回復すれば認定が継続する	取組が回復した年度から認定

# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要**
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

# 5-1 評価書等の全体構成

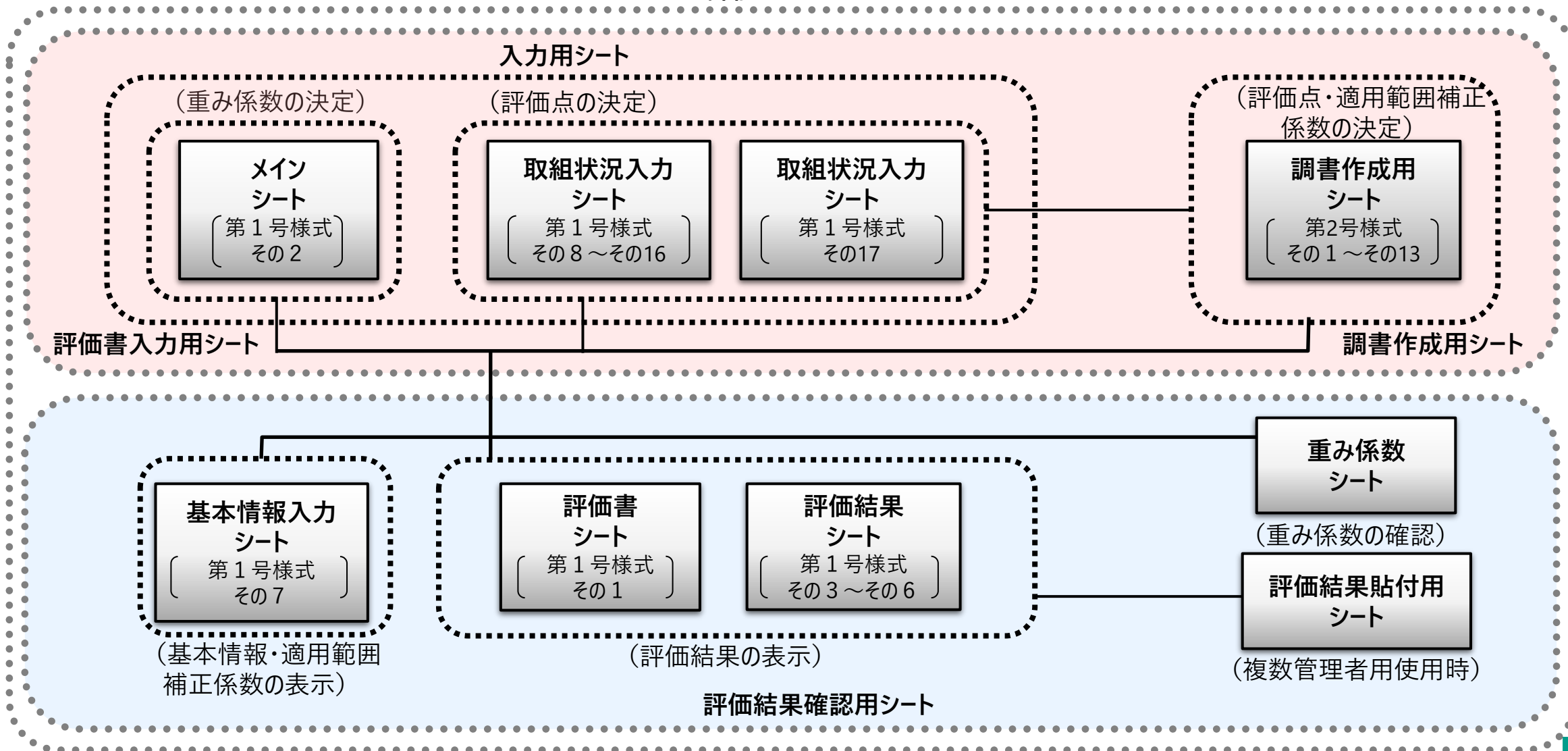
 認定ガイドライン P39

	評価書 〔 第1号様式 その1～その17(区分Ⅰ) その1～その31(区分Ⅱ) 〕	評価書 〔 第1号様式 その18～その24 (区分Ⅰ) その32～その42 (区分Ⅱ) 〕	調書 〔 第2号様式 その1～その13 (区分Ⅰ) その1～その14 (区分Ⅱ) 〕
作成方法	評価ツール	評価ツール (複数エネルギー管理 責任者用)	評価ツール (調書作成用シート)
複数のエネルギー管理責任 者が存在しない場合	認定申請事業所全体 で作成	— (作成不要)	認定申請事業所全体 で作成
複数エネルギー管理責任者 用を用いる場合	エネルギー管理責任者ご とに作成	認定申請事業所全体 で作成	エネルギー管理責任者ご とに作成

# 5-2 評価書等の概要 (区分Ⅰ)

📖 認定ガイドライン P40~46 (区分Ⅰ)

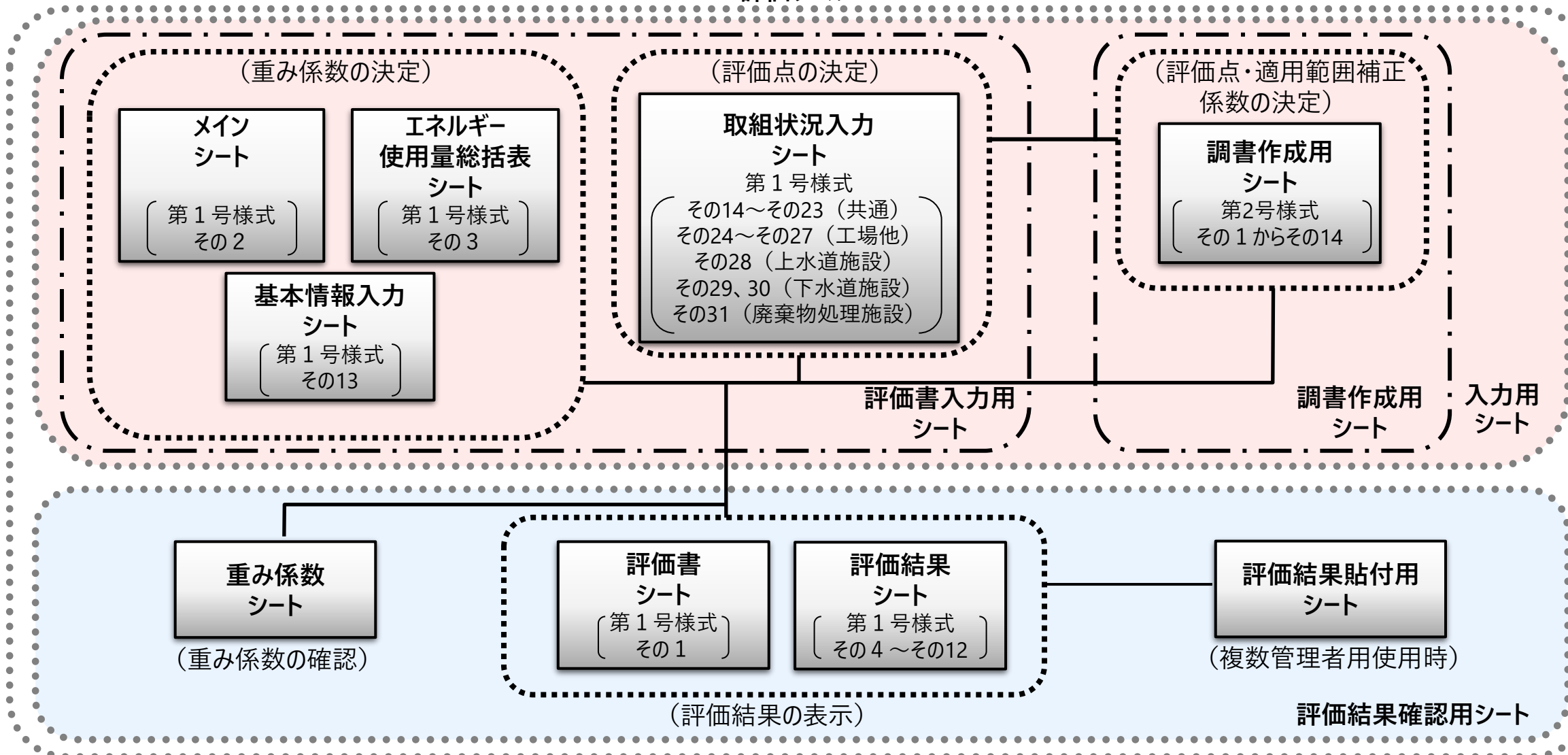
評価ツール



# 5-3 評価書等の概要 (区分II)

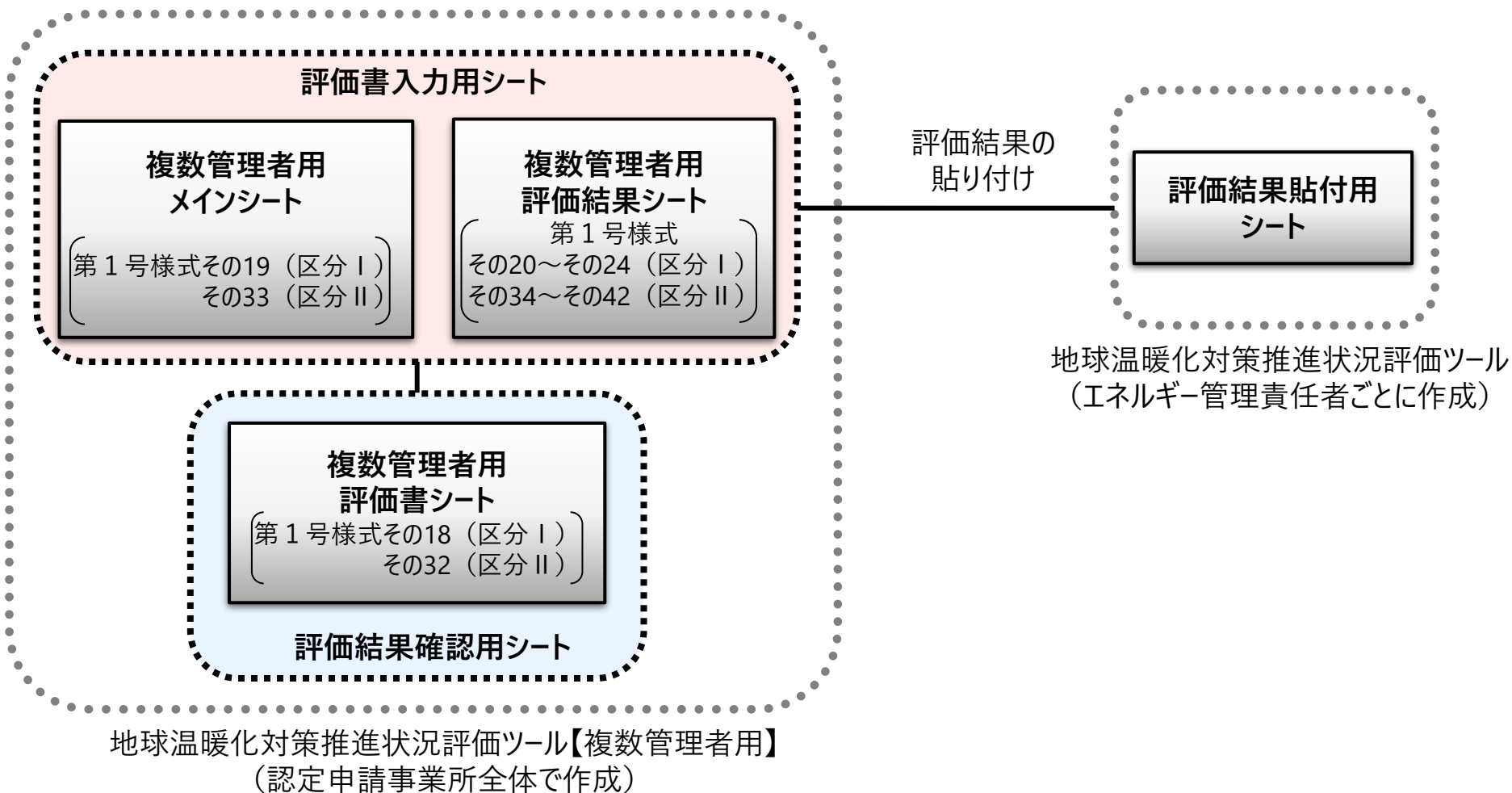
## 📖 認定ガイドライン P40~47 (区分II)

評価ツール




## 5-4 複数管理者用の評価書・評価ツールの概要

📖 認定ガイドライン P47～48（区分Ⅰ）、P47～49（区分Ⅱ）



## 5-5 調書の概要

 認定ガイドライン P42（区分Ⅰ）、P41（区分Ⅱ）

### 調書の位置づけ

- 調書は、評価書とともに提出する書類で、検証の対象となる。  
（第2号様式その1～その13（区分Ⅰ）、その1～その14（第二区分））
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとが対象になる。

### 調書を作成する目的

- ① 認定申請事業所全体の設備機器等の容量や台数等を把握する。
- ② 認定申請事業所の主要設備のエネルギー使用量を把握し、エネルギー消費先区分ごとのエネルギー使用量を想定する。(第二区分)
- ③ 対象評価項目の取組状況の程度を把握する。
- ④ 検証を円滑に行う。

## 5-6 調書・調書作成用シートの一覧（区分Ⅰ）

### 認定ガイドライン P42

様式	分類
○設備機器等に関するもの	
第2号様式その1	熱源機器
第2号様式その2	冷却塔
第2号様式その3	空調用ポンプ
第2号様式その4	空調機 その1
第2号様式その5	空調機 その2
第2号様式その6	パッケージ形空調機
第2号様式その7	ファン
第2号様式その8の1	照明器具－標準入力
第2号様式その8の2	照明器具－簡易入力
第2号様式その9	変圧器
第2号様式その10	給水ポンプ
第2号様式その11	昇降機
第2号様式その12	冷凍・冷蔵設備
○集計	
第2号様式その13	空調設備集計

# 5-7 調書・調書作成用シート of 概要 (区分 I)

## 📖 認定ガイドライン P42

- 左側に基本情報、右側に取組状況の程度を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、第1号様式その7の基本情報となる数値や第1号様式その8からその16の取組状況の程度が、自動的に反映される。

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8

		最も古い設備 2008 ~ 最も新しい設備 2008																	
No	設置年度	機器記号	機器名称	種別				電動機出力 (kW)	台数	II 3a.3		インバータ制御	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	II 3a.10	II 3a.11	II 3a.13	II 3a.14	II 3a.15	III 1a.12
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ	—			永久磁石 (IPM) モータ	JIS 高効率モータ								
取組状況の程度				—	—	—	—	—	0%	33%	—	100%	82%	46%	0%	100%	100%		
合計				122.5kW	88.5kW	165.0kW	376.0kW	20台	0.0kW	122.5kW	163.0kW	122.5kW	100.5kW	40.5kW	0.0kW	122.5kW	163.0kW		
1	2008	CDP-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	30.0	1											
2	2008	CP-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		15.0	1											
3	2008	CDP-RB-1-3	直燃吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	45.0	3											
4	2008	CP-RB-1-3	直燃吸収冷温水機用冷温水ポンプ			○	11.0	3											
5	2008	CP-HEX-1	蓄熱槽冷水1次ポンプ		○		22.0	1			○							○	
6	2008	CP-HEX-2	蓄熱槽冷水2次ポンプ		○		18.5	1			○							○	
7	2008	CP-L-1,2	冷水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○					○	○	
8	2008	CP-H-1,2	冷水高層系統2次ポンプ	○			18.5	3		○	○	○					○	○	
9	2008	HP-L-1,2	温水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○	○					○	○	
10	2008	CHP-H-1-3	冷温水高層系統2次ポンプ	○			15.0	3		○	○	○					○	○	

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

(日本工業規格A列4番)

## 5-8 調書・調書作成用シートの一覧（区分II）

### 認定ガイドライン P42

様式	分類
○設備機器等に関するもの	
第2号様式その1	蒸気ボイラー
第2号様式その2	熱源機器
第2号様式その3	冷却塔
第2号様式その4	熱源ポンプ
第2号様式その5	変圧器
第2号様式その6	エアコンプレッサー
第2号様式その7	給水・排水処理設備
第2号様式その8	パッケージ形空調機 その1
第2号様式その9	パッケージ形空調機 その2
第2号様式その10	空調機 その1
第2号様式その11	空調機 その2
第2号様式その12	空調・換気用ファン
第2号様式その13	照明器具
第2号様式その14	昇降機

※該当する設備がある場合は必ず作成する。

# 5-9 調書・調書作成用シート of 概要 (区分II)

## 📖 認定ガイドライン P41

- 左側に基本情報、中央に取組状況の程度、右側にエネルギー使用量を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、評価書へ自動的に反映される。

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第二区分事業所))その5

No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	-	II 1b.5	II 1b.8		II 1b.11	II 1b.12	エネルギー使用量				
				種別			電動機出力 (kW)	台数	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	永久磁石(IPM)モータ	JIS高効率モータ	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	年間稼働時間 (h/年)	負荷率	推計値 (MWh/年)	実測値 (MWh/年)	採用値 (MWh/年)
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ												
取組状況の程度				-	-	-	-	-	100%	0%	100%	0%	0%	-	-	-	-	-
合計				88.0kW	148.0kW	220.0kW	456.0kW	12台	88.0kW	0.0kW	456.0kW	0.0kW	0.0kW	-	-	1,337MWh/年	200MWh/年	1,286MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-2-1	直燃吸収冷温水機用冷却水ポンプ			○	55.0	3			○			3,000	1.00	495		495
2	ユーティリティ	PC-2-1	直燃吸収冷温水機用冷却水ポンプ		○		37.0	3			○			3,000	1.00	333		333
3	ユーティリティ	PCD-1-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1			○			4,000	1.00	220		220
4	ユーティリティ	PC-1-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ		○		37.0	1			○			4,000	1.00	148		148
5	ユーティリティ	PC-1-1~3	冷水2次ポンプ	○			22.0	4	○		○			4,000	0.40	141	200	200
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
<p>調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。</p>																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

(日本工業規格A列4番)


# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法**
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容

# 6-1 評価書等の作成フロー

📖 認定ガイドライン P49 (区分Ⅰ) P50 (区分Ⅱ)



 : 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合

## 6-2 必須項目の概略評価・評価項目の選択

 認定ガイドライン P50（区分Ⅰ） P51（区分Ⅱ）

### 必須項目の概略評価

- 評価書の作成には、かなりの時間と労力を要するため、最初に必須項目の概略評価を行い、必須要件を満足しているかどうかを確認する。
- 必須項目の取組状況の程度が、選択肢において最も低い取組状況である（概ね評価点が0点の場合）数によっては、必須要件を満足しないため、認定を受けることはできなくなる。

### 認定申請事業所全体での確認

- 評価ツール（複数管理者用）を使用する場合、エネルギー管理責任者ごとに必須項目の概略評価を行い、必須要件を満足しているかどうかを確認する。

### 評価項目の選択

- 必須要件を満足している場合、又は現状の把握のために評価を行う場合は、対象評価項目を選択する。
- あらかじめ対象評価項目を選択しておくことで、評価書の作成作業の軽減が図れる。

## 6-3 提出書類の作成

 認定ガイドライン P50,51（区分Ⅰ） P51,52（区分Ⅱ）

### 根拠書類の準備

- 調書の作成及び対象評価項目に関する根拠書類を準備する。
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理区分ごとに、根拠書類を準備し、根拠書類に基づき、調書を作成する。


### 評価ツールへの入力

- 根拠書類に基づき、評価ツールを使用し、評価書及び調書を作成する。
- 評価ツールのメインシート、基本情報シートの適用範囲補正係数に影響のある調書の左側（基本情報）を先に入力し、重み係数を確認する。その後、取組状況入力シート、調書の右側（取組状況の程度）を入力する。（第一区分）
- 評価ツールのメインシート、エネルギー使用量総括表シート、基本情報入力シート及び基本情報シートの適用範囲補正係数に影響のある調書の左側（基本情報）を先に入力する。（第二区分）

### 評価ツール（複数管理者用）への入力

- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとに評価ツールを使用して評価書を作成し、それぞれの評価結果貼付用シートの結果を評価ツール（複数管理者用）に値としてコピーする。

## 6-4 評価結果の確認・提出書類の作成

 認定ガイドライン P49,50 (区分Ⅰ) P50,51 (区分Ⅱ)

### 評価結果の確認

- 評価ツールへの入力終了すると、自動的に総合得点が評価書シートに示される。
- 認定申請事業所は、評価結果が認定基準を満足しているかどうかを確認する。

### 提出書類の作成

- 評価結果が認定基準を満足している場合は、登録検証機関へ検証を依頼する。
- 評価書は第1号様式その1から17までを、調書は第2号様式その1～その13（評価対象分のみ）をそれぞれ順番に取りまとめる。(区分Ⅰ)
- 評価書は第1号様式その1～その31（評価対象分のみ）までを、調書は第2号様式その1～その14（評価対象分のみ）をそれぞれ順番に取りまとめる。(区分Ⅱ)
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合、評価書は第1号様式その18～その24を順番に綴じた後に、第1号様式その1～その16を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。調書は第2号様式その1～その13（評価対象分のみ）を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。(区分Ⅰ)
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合、評価書は第1号様式その32～その42を順番に綴じた後に、第1号様式その1～その31（評価対象分のみ）を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。調書は第2号様式その1～その14（評価対象分のみ）を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。(区分Ⅱ)

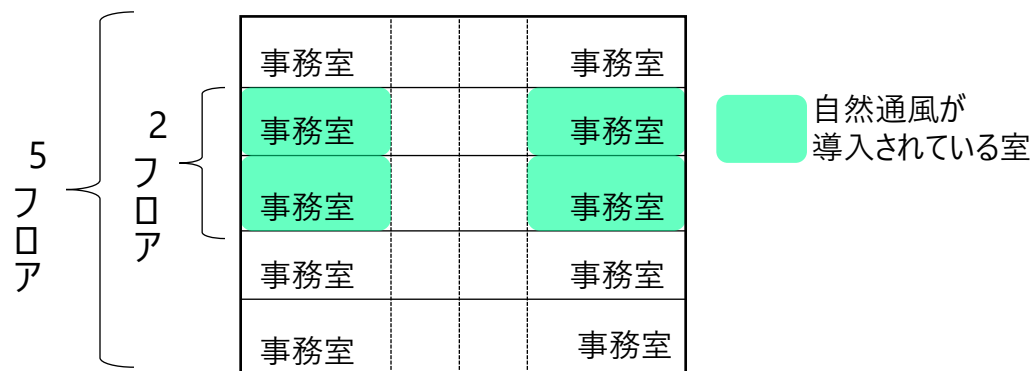
## 6-5 根拠書類について (1)

### 根拠書類の例

- 調書作成用シートには、「床面積」・「窓面長さ等」・「誘導灯」・「衛生器具」・「オフィス機器」等、評価にあたり根拠となるシートがないため、調書以外で別途根拠書類を作成する必要がある。
- 当該根拠書類においては、詳細比率を算出なくても、概ねの割合を証明できればよい。

#### (例1) 床面積の根拠書類の作成

- II 1.2「自然通風を利用したシステムの導入」等の評価項目では主たる室用途の床面積に対する導入割合を評価する。
- 主たる用途：事務所、主たる室用途：事務室の場合



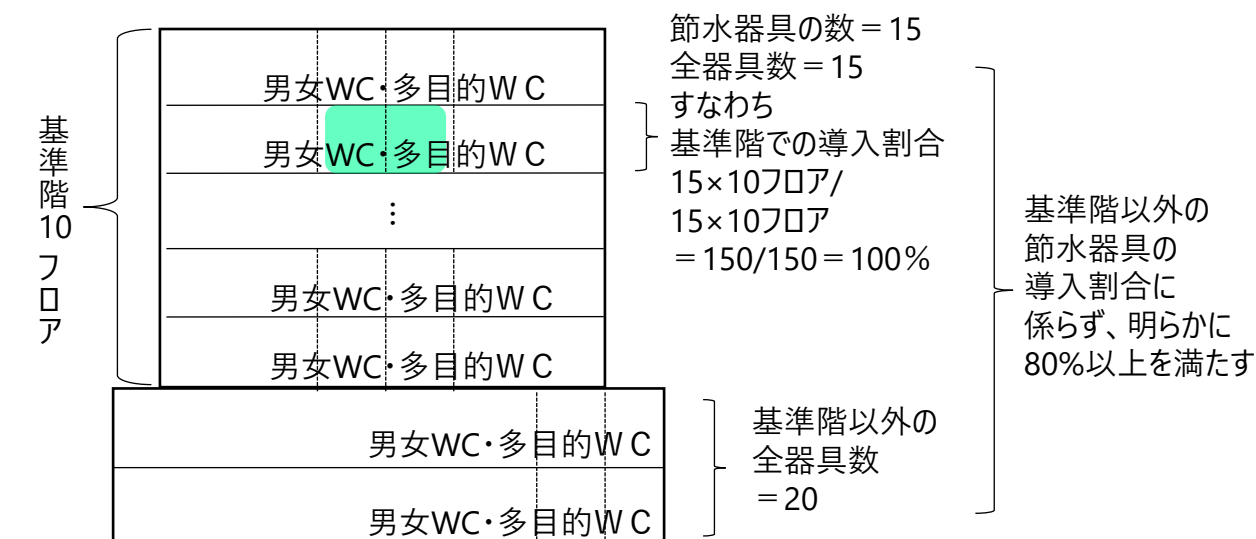
事務室基準階フロア数で計算

(概略計算・図の場合2フロア/5フロア = 40%)

## 6-6 根拠書類について (2)

### (例2) 設備数量に係る根拠書類の作成

- II 3c.2「高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入」、II 3d.2「大便器の節水器具の導入」等の評価項目では、省エネ型設備の全数量に対する割合を評価する。
- 取組状況の程度は、評価点1：「80%以上に採用」、評価点0.5:「40%以上80%未満に採用」、評価点0：「40%未満に採用又は採用なし」といったように詳細比率を問わず、3択や4択となっている場合が多い。
- 基準階を有する事業所にて、大便器の節水器具数の根拠書類を作成する場合



基準階での導入割合を確認し、全数の調査を行わない  
(概略計算・図の場合、80%以上に採用)



## 6-8 評価書等の作成上の留意点

- **評価書・調書間の整合性の確認**  
→システム上の関連、用途別床面積・機器名称（系統名）・使用用途の関連などで不整合がないか
- **重大な評価漏れの確認**  
→建物外皮、熱源機器、店舗の設備などの評価漏れがないか
- **認定ガイドラインの判断の確認**  
→評価項目の間違った解釈により、正しく評価できていないものがないか
- **単位換算の確認**  
→ガス、蒸気、熱量、エネルギー消費量などの単位が正しく換算できているか
- **ガイドラインの判断基準が満足していないのに、評価していないか**
- **エネルギー消費先で、全体のバランスから見て大き過ぎる又は小さ過ぎるものがないか（区分II）**
- **標準比率を使用していない場合、エネルギー消費先比率が妥当かどうか**
- **評価ツール（複数管理用）で評価できない事業所であるにもかかわらず、複数管理者用で評価していないか**
- **評価が終了していない段階で検証機関に評価書と調書を提出していないか**  
(実地調査時に不備が多く、大幅に修正されている)

# 目次

- 1 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）の全体概要
- 2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
- 3 認定に係る手続
- 4 適合報告に係る手続
- 5 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
- 6 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法
- 7 令和8年度認定基準等の主な改正内容**

## 7-1 主な改正内容

### 令和8年度の主な改正事項

(※) は次頁以降で詳細説明

#### ➤ メーカー回答書への要押印の廃止

参照先：認定ガイドライン P57（区分Ⅰ）、P56（区分Ⅱ）

#### ➤ 基準一次エネルギー消費量の定義の見直し (※)

参照先：認定ガイドライン P59（区分Ⅰ）、P59（区分Ⅱ）

#### ➤ 評価項目「Ⅲ1.7 情報通信施設のPUEの実績」評価基準等の見直し (※)

参照先：認定ガイドライン P290（区分Ⅰ）

#### ➤ 評価項目「Ⅲ1.8 情報通信施設のPUEの改善」評価基準等の見直し

参照先：認定ガイドライン P291（区分Ⅰ）

#### ➤ 評価項目「Ⅳ3.1 再生可能エネルギー電気の購入」判断基準の見直し (※)

参照先：認定ガイドライン P316（区分Ⅰ）、P326（区分Ⅱ）

#### ➤ 評価項目「Ⅴ2.1 気候変動への適用」判断基準の見直し (※)

参照先：認定ガイドライン P329（区分Ⅰ）、P338（区分Ⅱ）

#### ➤ 検証の対象 根拠書類との突合確認が省略可能な評価項目の追加

参照先：検証ガイドラインP37

## 7-2 基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

📖 認定ガイドライン P59,60 (区分Ⅰ) P59 (区分Ⅱ)

• 認定ガイドラインの見直し

区分Ⅰの例

※区分Ⅱの場合は、イ) の適用なし

### (キ) 基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量は、基準排出量に相当する一次エネルギー消費量とし、次のア) からウ) までの場合に応じ、それぞれの項に定める値とする。

- ア) 基準排出量が過去の排出量の平均値である場合 基準排出量の算定に用いた各年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載されている一次エネルギー消費量の平均値
- イ) 基準排出量が排出標準原単位を用いた算定値である場合 認定基準 別表第7に規定される基準一次エネルギー原単位に、用途別の延床面積を乗じて合計した値
- ウ) 基準排出量がア) 及びイ) のどちらにも該当しない場合 前年度の一次エネルギー消費量を基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO<sub>2</sub>排出量で除して算出した係数 (GJ/t-CO<sub>2</sub>) を基準排出量に乘じて算出した値

- 基準排出量の決定方法に応じて、基準一次エネルギー消費量の算定方法を明確化
- 基準排出量の変更を行っている場合等は、ウ) (区分Ⅱの場合は、イ) ) による算定となるため注意が必要 (基準排出量の改定は、原則含まない)



# 7-2 基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

イ) 基準排出量が排出標準原単位を用いた算定値である場合 ※第一区分事業所のみ  
 認定基準 別表第7に規定される基準一次エネルギー原単位に、用途別の床面積を乗じて合計した値

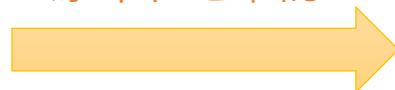
○基準排出量算定書 2 (1)において、「排出標準原単位を用いる方法により算定する量」を選択している場合

## 評価ツール メインシート

用途別床面積・用途別エネルギー消費比率 ※床面積は各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を各用途の面積比で分したものを各用途の面積に加工した数値とする。

用途名	含まれる用途	床面積 [m <sup>2</sup> ]	用途別エネルギー消費比率
事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る。)、宗教施設等		
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル等		
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店等		
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設等		
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等		
医療施設	病院、大学病院等		
情報通信施設	電算センター、データセンター、管制施設等		
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場等		
物流施設	常温倉庫、冷凍冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市場等		
研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室等		
放送局	放送局、電波塔等		
水族館	動物園、水族館等		
駐車場	地下駐車場、車庫等		
熱供給施設	熱供給施設等		
合計	基準一次エネルギー消費原単位	MJ/m <sup>2</sup> ・年	

対応する用途の  
 基準一次エネルギー  
 原単位を確認



## 認定基準 別表第7

別表第7

用途名	含まれる用途	基準一次エネルギー消費原単位 [MJ/m <sup>2</sup> ・年]	熱源		熱輸送		給湯		照明・コンセント		動力		その他		計		熱負荷削減		
			熱源本体	熱源補填	水搬送	空気搬送	給湯	照明	コンセント	換気	給排水	昇降機	その他	全般	外皮	外皮	外皮	熱負荷	
事務所	オフィスビル、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、拘置所、斎場、研究施設(事務所的なものに限る。)、宗教施設等	2,000	0.258	0.045	0.031	0.118	0.014	0.202	0.184	0.062	0.008	0.025	0.053	1.000	0.050	0.136	0.452		
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル等	3,700	0.247	0.044	0.011	0.040	0.009	0.208	0.192	0.128	0.009	0.054	0.060	1.000	0.027	0.102	0.340		
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店等	3,700	0.247	0.044	0.011	0.040	0.009	0.208	0.192	0.128	0.009	0.054	0.060	1.000	0.027	0.102	0.340		
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、結婚式場・宴会場、福祉施設等	3,300	0.306	0.054	0.023	0.087	0.120	0.120	0.110	0.083	0.012	0.035	0.050	1.000	0.030	0.141	0.470		
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等	1,500	0.349	0.062	0.011	0.040	0.004	0.187	0.173	0.058	0.004	0.024	0.090	1.000	0.067	0.138	0.460		
医療施設	病院、大学病院等	3,500	0.272	0.048	0.025	0.095	0.180	0.109	0.101	0.070	0.010	0.030	0.060	1.000	0.029	0.132	0.440		
情報通信施設	電算センター、データセンター、管制施設等	9,000	0.350	0.061	0.042	0.160	0.003	0.045	0.306	0.014	0.002	0.006	0.012	1.000	0.008	0.008	0.613		
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館、集会場、展示場、劇場、映画館、体育館、競技場、運動施設、遊園地、競馬場、競艇場等	2,300	0.255	0.045	0.042	0.158	0.005	0.146	0.134	0.064	0.005	0.027	0.120	1.000	0.043	0.150	0.500		
物流施設	常温倉庫、冷凍冷蔵倉庫、トラックターミナル、物流センター、卸売市場等	1,700	0.52	0.028	0.018	0.069	0.008	0.538	0.108	0.146	0.005	0.029	0.200	1.000	0.029	0.080	0.296		
研究施設	実験・研究施設、クリーンルーム、恒温恒湿室等	9,000	0.354	0.062	0.042	0.160	0.003	0.045	0.306	0.014	0.002	0.006	0.012	1.000	0.008	0.008	0.613		
放送局	放送局、電波塔等	5,600	0.290	0.051	0.058	0.158	0.005	0.146	0.134	0.064	0.005	0.027	0.120	1.000	0.043	0.150	0.500		
水族館	動物園、水族館等	6,900	0.085	0.015	0.014	0.040	0.004	0.187	0.173	0.058	0.004	0.024	0.090	1.000	0.067	0.138	0.460		
駐車場	地下駐車場、車庫等	1,000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000		
熱供給施設	熱供給施設等	-	0.760	0.095	0.095	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.010		

基準一次エネルギー  
 原単位

<算定例> 用途別床面積が以下の場合の例

- ・事務所 : 50,000 m<sup>2</sup> ⇒ 基準一次エネ原単位 : 2,000 MJ / m<sup>2</sup>・年 ⇒ 100,000 GJ
  - ・商業施設 (物販) : 5,000 m<sup>2</sup> ⇒ 基準一次エネ原単位 : 3,700 MJ / m<sup>2</sup>・年 ⇒ 18,500 GJ
  - ・宿泊施設 : 3,000 m<sup>2</sup> ⇒ 基準一次エネ原単位 : 3,300 MJ / m<sup>2</sup>・年 ⇒ 9,900 GJ
- } 合計

● 基準一次エネルギー消費量 : 128,400 GJ

# 7-2 基準一次エネルギー消費量の定義の見直し

ウ) 基準排出量がア) 及びイ) のどちらにも該当しない場合 ※区分IIの場合 イ)

前年度の一次エネルギー消費量を基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO<sub>2</sub>排出量で除して算出した係数 (GJ/t-CO<sub>2</sub>) を基準排出量に乗じて算出した値

- 基準排出量算定書 2 (1) において、「その他」を選択している場合
- 基準排出量を変更等により、ア) 又はイ) で算定できなくなった場合 (環境確保条例第4条の18の2による「基準排出量の改定」は、原則含まない)

## 基準排出量決定通知書

## 特定温室効果ガス算定報告書 (前年度実績)

その6 (燃料、エネルギー) 基準年度の排出量算定用 (参考)

<算定例> 各値が以下の場合の例

- ・基準排出量: 10,000 t
- ・前年度の一次エネルギー消費量: 150,000 GJ
- ・基準排出量の算定方法によって算定された前年度CO<sub>2</sub>排出量: 6,000 t

● **基準一次エネルギー消費量: 250,000 GJ**

$$150,000 \div 6,000 \times 10,000$$

第1号様式の12(第4条の18関係) (表)

基準排出量決定通知書

第 年 月 日

業 界

年 月 日付けで提出の健康と安全を確保する環境に関する条例とあり決定したため、同条第5項の規定に

**基準排出量**

1 申請どおり決定します。

2 申請された値を修正し、次の値に決定します。

決定した基準排出量

修正の理由

削減義務率の区分及び値

備考

(日本産業規格A列4番)

(その6) 燃料、エネルギー

燃料・エネルギーの種類	単位	前年度実績 (GJ)	基準年度の排出量算定用 (参考)
石炭	kg	0.1130	0.1130
亜硫酸ナトリウム	kg	0.1131	0.1131
重油	kg	0.1132	0.1132
軽油	kg	0.1133	0.1133
灯油	kg	0.1134	0.1134
ガソリン	kg	0.1135	0.1135
LPガス	kg	0.1136	0.1136
都市ガス	kg	0.1137	0.1137
電力	kWh	0.1138	0.1138
太陽光発電	kWh	0.1139	0.1139
風力発電	kWh	0.1140	0.1140
水力発電	kWh	0.1141	0.1141
地熱発電	kWh	0.1142	0.1142
バイオマス発電	kWh	0.1143	0.1143
蓄電池	kWh	0.1144	0.1144
燃料電池	kWh	0.1145	0.1145
太陽熱温水器	kWh	0.1146	0.1146
太陽熱暖房	kWh	0.1147	0.1147
太陽熱乾燥機	kWh	0.1148	0.1148
太陽熱給湯	kWh	0.1149	0.1149
太陽熱温水器	kWh	0.1150	0.1150
太陽熱暖房	kWh	0.1151	0.1151
太陽熱乾燥機	kWh	0.1152	0.1152
太陽熱給湯	kWh	0.1153	0.1153
太陽熱温水器	kWh	0.1154	0.1154
太陽熱暖房	kWh	0.1155	0.1155
太陽熱乾燥機	kWh	0.1156	0.1156
太陽熱給湯	kWh	0.1157	0.1157
太陽熱温水器	kWh	0.1158	0.1158
太陽熱暖房	kWh	0.1159	0.1159
太陽熱乾燥機	kWh	0.1160	0.1160
太陽熱給湯	kWh	0.1161	0.1161
太陽熱温水器	kWh	0.1162	0.1162
太陽熱暖房	kWh	0.1163	0.1163
太陽熱乾燥機	kWh	0.1164	0.1164
太陽熱給湯	kWh	0.1165	0.1165
太陽熱温水器	kWh	0.1166	0.1166
太陽熱暖房	kWh	0.1167	0.1167
太陽熱乾燥機	kWh	0.1168	0.1168
太陽熱給湯	kWh	0.1169	0.1169
太陽熱温水器	kWh	0.1170	0.1170
太陽熱暖房	kWh	0.1171	0.1171
太陽熱乾燥機	kWh	0.1172	0.1172
太陽熱給湯	kWh	0.1173	0.1173
太陽熱温水器	kWh	0.1174	0.1174
太陽熱暖房	kWh	0.1175	0.1175
太陽熱乾燥機	kWh	0.1176	0.1176
太陽熱給湯	kWh	0.1177	0.1177
太陽熱温水器	kWh	0.1178	0.1178
太陽熱暖房	kWh	0.1179	0.1179
太陽熱乾燥機	kWh	0.1180	0.1180
太陽熱給湯	kWh	0.1181	0.1181
太陽熱温水器	kWh	0.1182	0.1182
太陽熱暖房	kWh	0.1183	0.1183
太陽熱乾燥機	kWh	0.1184	0.1184
太陽熱給湯	kWh	0.1185	0.1185
太陽熱温水器	kWh	0.1186	0.1186
太陽熱暖房	kWh	0.1187	0.1187
太陽熱乾燥機	kWh	0.1188	0.1188
太陽熱給湯	kWh	0.1189	0.1189
太陽熱温水器	kWh	0.1190	0.1190
太陽熱暖房	kWh	0.1191	0.1191
太陽熱乾燥機	kWh	0.1192	0.1192
太陽熱給湯	kWh	0.1193	0.1193
太陽熱温水器	kWh	0.1194	0.1194
太陽熱暖房	kWh	0.1195	0.1195
太陽熱乾燥機	kWh	0.1196	0.1196
太陽熱給湯	kWh	0.1197	0.1197
太陽熱温水器	kWh	0.1198	0.1198
太陽熱暖房	kWh	0.1199	0.1199
太陽熱乾燥機	kWh	0.1200	0.1200
太陽熱給湯	kWh	0.1201	0.1201
太陽熱温水器	kWh	0.1202	0.1202
太陽熱暖房	kWh	0.1203	0.1203
太陽熱乾燥機	kWh	0.1204	0.1204
太陽熱給湯	kWh	0.1205	0.1205
太陽熱温水器	kWh	0.1206	0.1206
太陽熱暖房	kWh	0.1207	0.1207
太陽熱乾燥機	kWh	0.1208	0.1208
太陽熱給湯	kWh	0.1209	0.1209
太陽熱温水器	kWh	0.1210	0.1210
太陽熱暖房	kWh	0.1211	0.1211
太陽熱乾燥機	kWh	0.1212	0.1212
太陽熱給湯	kWh	0.1213	0.1213
太陽熱温水器	kWh	0.1214	0.1214
太陽熱暖房	kWh	0.1215	0.1215
太陽熱乾燥機	kWh	0.1216	0.1216
太陽熱給湯	kWh	0.1217	0.1217
太陽熱温水器	kWh	0.1218	0.1218
太陽熱暖房	kWh	0.1219	0.1219
太陽熱乾燥機	kWh	0.1220	0.1220
太陽熱給湯	kWh	0.1221	0.1221
太陽熱温水器	kWh	0.1222	0.1222
太陽熱暖房	kWh	0.1223	0.1223
太陽熱乾燥機	kWh	0.1224	0.1224
太陽熱給湯	kWh	0.1225	0.1225
太陽熱温水器	kWh	0.1226	0.1226
太陽熱暖房	kWh	0.1227	0.1227
太陽熱乾燥機	kWh	0.1228	0.1228
太陽熱給湯	kWh	0.1229	0.1229
太陽熱温水器	kWh	0.1230	0.1230
太陽熱暖房	kWh	0.1231	0.1231
太陽熱乾燥機	kWh	0.1232	0.1232
太陽熱給湯	kWh	0.1233	0.1233
太陽熱温水器	kWh	0.1234	0.1234
太陽熱暖房	kWh	0.1235	0.1235
太陽熱乾燥機	kWh	0.1236	0.1236
太陽熱給湯	kWh	0.1237	0.1237
太陽熱温水器	kWh	0.1238	0.1238
太陽熱暖房	kWh	0.1239	0.1239
太陽熱乾燥機	kWh	0.1240	0.1240
太陽熱給湯	kWh	0.1241	0.1241
太陽熱温水器	kWh	0.1242	0.1242
太陽熱暖房	kWh	0.1243	0.1243
太陽熱乾燥機	kWh	0.1244	0.1244
太陽熱給湯	kWh	0.1245	0.1245
太陽熱温水器	kWh	0.1246	0.1246
太陽熱暖房	kWh	0.1247	0.1247
太陽熱乾燥機	kWh	0.1248	0.1248
太陽熱給湯	kWh	0.1249	0.1249
太陽熱温水器	kWh	0.1250	0.1250
太陽熱暖房	kWh	0.1251	0.1251
太陽熱乾燥機	kWh	0.1252	0.1252
太陽熱給湯	kWh	0.1253	0.1253
太陽熱温水器	kWh	0.1254	0.1254
太陽熱暖房	kWh	0.1255	0.1255
太陽熱乾燥機	kWh	0.1256	0.1256
太陽熱給湯	kWh	0.1257	0.1257
太陽熱温水器	kWh	0.1258	0.1258
太陽熱暖房	kWh	0.1259	0.1259
太陽熱乾燥機	kWh	0.1260	0.1260
太陽熱給湯	kWh	0.1261	0.1261
太陽熱温水器	kWh	0.1262	0.1262
太陽熱暖房	kWh	0.1263	0.1263
太陽熱乾燥機	kWh	0.1264	0.1264
太陽熱給湯	kWh	0.1265	0.1265
太陽熱温水器	kWh	0.1266	0.1266
太陽熱暖房	kWh	0.1267	0.1267
太陽熱乾燥機	kWh	0.1268	0.1268
太陽熱給湯	kWh	0.1269	0.1269
太陽熱温水器	kWh	0.1270	0.1270
太陽熱暖房	kWh	0.1271	0.1271
太陽熱乾燥機	kWh	0.1272	0.1272
太陽熱給湯	kWh	0.1273	0.1273
太陽熱温水器	kWh	0.1274	0.1274
太陽熱暖房	kWh	0.1275	0.1275
太陽熱乾燥機	kWh	0.1276	0.1276
太陽熱給湯	kWh	0.1277	0.1277
太陽熱温水器	kWh	0.1278	0.1278
太陽熱暖房	kWh	0.1279	0.1279
太陽熱乾燥機	kWh	0.1280	0.1280
太陽熱給湯	kWh	0.1281	0.1281
太陽熱温水器	kWh	0.1282	0.1282
太陽熱暖房	kWh	0.1283	0.1283
太陽熱乾燥機	kWh	0.1284	0.1284
太陽熱給湯	kWh	0.1285	0.1285
太陽熱温水器	kWh	0.1286	0.1286
太陽熱暖房	kWh	0.1287	0.1287
太陽熱乾燥機	kWh	0.1288	0.1288
太陽熱給湯	kWh	0.1289	0.1289
太陽熱温水器	kWh	0.1290	0.1290
太陽熱暖房	kWh	0.1291	0.1291
太陽熱乾燥機	kWh	0.1292	0.1292
太陽熱給湯	kWh	0.1293	0.1293
太陽熱温水器	kWh	0.1294	0.1294
太陽熱暖房	kWh	0.1295	0.1295
太陽熱乾燥機	kWh	0.1296	0.1296
太陽熱給湯	kWh	0.1297	0.1297
太陽熱温水器	kWh	0.1298	0.1298
太陽熱暖房	kWh	0.1299	0.1299
太陽熱乾燥機	kWh	0.1300	0.1300
太陽熱給湯	kWh	0.1301	0.1301
太陽熱温水器	kWh	0.1302	0.1302
太陽熱暖房	kWh	0.1303	0.1303
太陽熱乾燥機	kWh	0.1304	0.1304
太陽熱給湯	kWh	0.1305	0.1305
太陽熱温水器	kWh	0.1306	0.1306
太陽熱暖房	kWh	0.1307	0.1307
太陽熱乾燥機	kWh	0.1308	0.1308
太陽熱給湯	kWh	0.1309	0.1309
太陽熱温水器	kWh	0.1310	0.1310
太陽熱暖房	kWh	0.1311	0.1311
太陽熱乾燥機	kWh	0.1312	0.1312
太陽熱給湯	kWh	0.1313	0.1313
太陽熱温水器	kWh	0.1314	0.1314
太陽熱暖房	kWh	0.1315	0.1315
太陽熱乾燥機	kWh	0.1316	0.1316
太陽熱給湯	kWh	0.1317	0.1317
太陽熱温水器	kWh	0.1318	0.1318
太陽熱暖房	kWh	0.1319	0.1319
太陽熱乾燥機	kWh	0.1320	0.1320
太陽熱給湯	kWh	0.1321	0.1321
太陽熱温水器	kWh	0.1322	0.1322
太陽熱暖房	kWh	0.1323	0.1323
太陽熱乾燥機	kWh	0.1324	0.1324
太陽熱給湯	kWh	0.1325	0.1325
太陽熱温水器	kWh	0.1326	0.1326
太陽熱暖房	kWh	0.1327	0.1327
太陽熱乾燥機	kWh	0.1328	0.1328
太陽熱給湯	kWh	0.1329	0.1329
太陽熱温水器	kWh	0.1330	0.1330
太陽熱暖房	kWh	0.1331	0.1331
太陽熱乾燥機	kWh	0.1332	0.1332
太陽熱給湯	kWh	0.1333	0.1333
太陽熱温水器	kWh	0.1334	0.1334
太陽熱暖房	kWh	0.1335	0.1335
太陽熱乾燥機	kWh	0.1336	0.1336
太陽熱給湯	kWh	0.1337	0.1337
太陽熱温水器	kWh	0.1338	0.1338
太陽熱暖房	kWh	0.1339	0.1339
太陽熱乾燥機	kWh	0.1340	0.1340
太陽熱給湯	kWh	0.1341	0.1341
太陽熱温水器	kWh	0.1342	0.1342
太陽熱暖房	kWh	0.1343	0.1343
太陽熱乾燥機	kWh	0.1344	0.1344
太陽熱給湯	kWh	0.1345	0.1345
太陽熱温水器	kWh	0.1346	0.1346
太陽熱暖房	kWh	0.1347	0.1347
太陽熱乾燥機	kWh	0.1348	0.1348
太陽熱給湯	kWh	0.1349	0.1349
太陽熱温水器	kWh	0.1350	0.1350
太陽熱暖房	kWh	0.1351	0.1351
太陽熱乾燥機	kWh	0.1352	0.1352
太陽熱給湯	kWh	0.1353	0.1353
太陽熱温水器	kWh	0.1354	0.1354
太陽熱暖房	kWh	0.1355	0.1355
太陽熱乾燥機	kWh	0.1356	0.1356
太陽熱給湯	kWh	0.1357	0.1357
太陽熱温水器	kWh	0.1358	0.1358
太陽熱暖房	kWh	0.1359	0.1359
太陽熱乾燥機	kWh	0.1360	0.1360
太陽熱給湯	kWh	0.1361	0.1361
太陽熱温水器	kWh	0.1362	0.1362
太陽熱暖房	kWh	0.1363	0.1363
太陽熱乾燥機	kWh	0.1364	0.1364
太陽熱給湯	kWh	0.1365	0.1365
太陽熱温水器	kWh	0.1366	0.1366
太陽熱暖房	kWh	0.1367	0.1367
太陽熱乾燥機	kWh	0.1368	0.1368
太陽熱給湯	kWh	0.1369	0.1369
太陽熱温水器	kWh	0.1370	0.1370
太陽熱暖房	kWh	0.1371	0.1371
太陽熱乾燥機	kWh	0.1372	0.1372
太陽熱給湯	kWh	0.1373	0.1373
太陽熱温水器	kWh	0.1374	0.1374
太陽熱暖房	kWh	0.1375	0.1375
太陽熱乾燥機	kWh	0.1376	0.1376
太陽熱給湯	kWh	0.1377	0.1377
太陽熱温水器	kWh	0.1378	0.1378
太陽熱暖房	kWh	0.1379	0.1379
太陽熱乾燥機	kWh	0.1380	0.1380
太陽熱給湯	kWh	0.1381	0.1381
太陽熱温水器	kWh	0.1382	0.1382
太陽熱暖房	kWh	0.1383	0.1383
太陽熱乾燥機	kWh	0.1384	0.1384
太陽熱給湯	kWh	0.1385	0.1385
太陽熱温水器	kWh	0.1386	0.1386
太陽熱暖房	kWh	0.1387	0.1387
太陽熱乾燥機	kWh	0.1388	0.1388
太陽熱給湯	kWh	0.1389	0.1389
太陽熱温水器	kWh	0.1390	0.1390
太陽熱暖房	kWh	0.1391	0.1391
太陽熱乾燥機	kWh	0.1392	0.1392
太陽熱給湯	kWh	0.1393	0.1393
太陽熱温水器	kWh	0.1394	0.1394
太陽熱暖房	kWh	0.1395	0.1395
太陽熱乾燥機	kWh	0.1396	0

## 7-3 評価項目「III 1.7 情報通信施設のPUEの実績」の見直し

📖 認定ガイドライン P290 (区分I)

### • 評価基準等の見直し

取組状況の程度・取組状況の評価点						
取組状況 (改正前)	1.6以下	1.6超 1.8以下	1.8超 2.0以下	2.0超 2.2以下	2.2超	把握できて いない
取組状況 (改正後)	1.4以下	1.4超 1.5以下	1.5超 1.6以下	1.6超 1.7以下	1.7超	把握できて いない
評価点	1	0.8	0.5	0.2	0	0

### 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準

- (1) 主たる用途が情報通信施設の場合は、前年度のIT機器の電気使用量（消費エネルギー）及び付帯設備の電気使用量を記入すると、PUE（Power Usage Effectiveness）の実績値、取組状況の程度及び評価点が自動計算される。
- (2) IT機器の電気使用量及び付帯設備の電気使用量の算定にあたっては、日本データセンター協会発行の「PUE計測・計算方法に関するガイドライン」に従うものとする。

- 省エネ法の動向等を踏まえた評価水準の見直し
- PUEの算定方法の見直し
- 評価ツールへの入力方法の変更

## 7-3 評価項目「III1.7 情報通信施設のPUEの実績」の見直し

### 評価ツール 取組状況入力方法

②、③を入力すると、「PUE」、「取組状況」及び「評価点」が自動計算される

1 f.7	情報通信施設のPUEの実績	主たる用途が情報通信施設の場合、PUE(Power Usage Effectiveness)の実績がどの程度か。							-	
		事業形態			IT機器の電気使用量 [kWh]	付帯設備の電気使用量 [kWh]	最大受電容量 [kW]	稼働率 [%]	PUE	
		ハウジング*	ホスティング*	クラウド*						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								

① 対応する「事業形態」をチェック

② 「IT機器の電気使用量」を入力

③ 「付帯設備の電気使用量」を入力

④ 「最大受電電力」を入力

②、③、④を入力すると、「稼働率」が自動計算される  
(評価点には影響なし)

## 7-4 評価項目「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」の見直し

📖 認定ガイドライン P316（区分Ⅰ） P326（区分Ⅱ）

- 認定ガイドラインの判断基準見直し

### 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準

- (1) 前年度の再生可能エネルギー電気購入量の購入電力量※1に対する割合を選択する。
- (2) 再生可能エネルギー電気とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とし、非化石証書等を組み合わせた電力メニューで契約された電気を含む。
- (3) 再生可能エネルギー電気購入量は、購入電力量に、再生可能エネルギー電気の利用率を乗じて得た数値とする。  
(中略)
- (7) 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて再生可能エネルギー電気購入量を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。

※1：購入電力量とは、小売電気事業者等から購入した電力のうち、事業所で消費する電力量とし、オンサイト又はオフサイト（評価項目IV2.1に該当するもの）の発電設備による電力量を含まない。購入電力量と事業所の消費電力量が異なる場合は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインによる算出方法による。

- 「購入電力量」及び「再生可能エネルギー電気」の定義の補足追加
- その他軽微修正等

## 7-4 評価項目「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」の見直し

### 算定例

電力使用状況が下表の事業所における「再生可能エネルギー電気の購入割合」の算定例を示す。

電気使用種別	使用量	算定
小売電気事業者等からの電気購入量	100,000 千kWh	対象
オンサイト再エネ発電量	10 千kWh	対象外
オフサイト再エネ発電量	50,000 千kWh	対象外
(事業所による)非化石証書等充当量	10,000 千kWh	対象外

ここで、小売電気事業者等からの電気購入量100,000 千kWh が、以下のA及びBで構成される場合

A：40,000 千kWh（再エネ利用率100%）

B：60,000 千kWh（再エネ利用率20%）

### 再生可能エネルギー電気の購入割合

$$\frac{A [\text{千 kWh}] \times A \text{の再エネ利用率} [\%] + B [\text{千 kWh}] \times B \text{の再エネ利用率} [\%]}{\text{小売電気事業者等からの電力購入量} [\text{千 kWh}]} = \frac{40,000 \times 100 + 60,000 \times 20}{100,000} = 52(\%)$$

## 7-5 評価項目「V2.1 気候変動への適用」の見直し

📖 認定ガイドライン P328 (区分Ⅰ) P338 (区分Ⅱ)

### • 判断基準の見直し

#### 取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準

(3) 災害時用の自家発電設備等の設置の評価は、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。

ア 事業所内に、系統電力の停電時に建物使用者が一時的に滞在する場所※1への電力供給が可能な自家発電設備を備えている。

イ アの自家発電設備が、事業所で定める防災計画やBCP等を踏まえた発電出力であり、その運転時間を確保するための措置（燃料の保管等）を講じている。

ウ 事業所内に再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備のうちいずれかを設置し、系統電力の停電時に当該設備により建物使用者が一時的に滞在する場所への電力供給が可能となっている。

- 建築物環境計画書制度の令和7年度版評価基準に合わせて、適合要件を見直し

※ (3) ウの要件について、「再エネ発電設備、蓄電池、V2B充放電設備のうちいずれかを設置」に見直し  
ただし、アからウまでの全てを満たす場合に「実施」となることに注意

# 第四計画期間の適合報告、認定申請等のスケジュール

- 令和4年度～令和7年度認定事業所の令和8年度適合報告  
 報告期限 **6月末**（電力メニュー利用の場合、別途案内。必ずご報告お願いします）
- 令和8年度認定申請  
 申請期限 **9月末**（電力メニュー利用の場合、別途案内。必ずご報告お願いします）
- 削減義務率減少申請（必要に応じて）  
 申請期限 **原則、上記書類提出時**（過年度に適用済の場合は、再申請不要）

	2025年度			2026年度										
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適合報告(令和7年度実績)					提出									
認定申請								申請	----->					
削減義務率減少申請					申請			申請						

# 質問シートと送付先

## 質問方法

トップレベル事業所に関する質問シートを準備しております。

右の質問シートを

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/faq/question\\_download/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download/)

よりダウンロードし、下記送付先にお送りください。

## 送付先

Eメールの場合：toplevel@ml.metro.tokyo.jp

優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）に関する質問  
送付シート（E-mail用）

送付先：東京都 環境局 気候変動対策部 総量削減課  
E-mail: [toplevel@ml.metro.tokyo.jp](mailto:toplevel@ml.metro.tokyo.jp)

- いただいたご質問等への回答は、対象事業所の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、都にお寄せいただくご質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただきます。

氏名			
事業所名		指定番号 ※	
所属部署名 等			
対象事業所 との関係			
連絡先	電話		
	E-mail		

※対象事業所の場合は、指定番号（都が指定する4けたの数字）を御記入ください。

質問①	区分	

質問②	区分	

質問③	区分	

質問④	区分	

# 認定基準・認定ガイドライン等

東京都ホームページにて説明会資料及び認定基準、ガイドライン等を公開しております。

公開内容	URL	QRコード
認定基準・各種ガイドライン・評価ツール、記入例等	<a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/evaluation_tools">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/evaluation_tools</a>	
トップレベル事業所制度ウェブサイト	<a href="https://www.toplevel.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.toplevel.metro.tokyo.lg.jp/</a>	
東京都キャップ&トレード制度・ダッシュボード	<a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/dashboard">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/dashboard</a>	
よくある質問・回答集 トップレベル事業所	<a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/answers#cmstoplevel">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/answers#cmstoplevel</a>	